

第 2 編

災害予防対策

第 2 編 災害予防対策

第 1 章 自助

- 第 1 節 防災・減災の重要性……………2-1
- 第 2 節 災害に備える……………2-2
- 第 3 節 情報収集の方法を確認する……………2-6
- 第 4 節 避難行動を確認する……………2-8

第 2 章 共助

- 第 1 節 地域で守る……………2-13

第 3 章 公 助

- 第 1 節 災害応急体制の整備……………2-15
- 第 2 節 避難体制の整備……………2-20
- 第 3 節 風水害予防対策……………2-23
- 第 4 節 土砂災害予防対策……………2-26
- 第 5 節 地震災害予防対策……………2-28
- 第 6 節 津波災害予防対策……………2-30
- 第 7 節 火災及び危険物の予防対策……………2-32
- 第 8 節 医療体制の整備……………2-36
- 第 9 節 公共施設・ライフライン施設の対策……………2-37
- 第 10 節 学校(園)等の対策……………2-41
- 第 11 節 防災・減災の取組み……………2-43
- 第 12 節 避難所運営体制の整備……………2-47
- 第 13 節 要配慮者対策の推進……………2-49
- 第 14 節 備蓄物資確保体制の整備……………2-54
- 第 15 節 帰宅困難者対策……………2-57
- 第 16 節 ボランティアとの協力……………2-59
- 第 17 節 啓発・訓練の実施……………2-61

第1章 自 助

第1節 防災・減災の重要性

大規模災害時には人命にかかわる応急対策(避難、救出、初期消火、避難誘導など)が必要となりますが、防災関係機関だけでこれらの対応を全て行うことには限界があります。そのため、市民や地域団体、企業等は必要な情報を自ら収集し、地域の特性に応じた自主防災活動ができるよう、平時から積極的に防災・減災の取り組みに参加し、防災意識の向上と体制の整備を行うよう努めます。

1. 市民の役割

災害が発生したときの被害を最小限に抑えるためには、一人ひとりが日頃から、地震・津波、風水害、土砂災害などの災害に対する正しい知識を身につけ、災害時の安全を確保した上で、いざというときに落ち着いて的確な避難行動がとれるようにします。そのための防災・減災の取り組みとして、非常食の備蓄などの生き残った後の取り組みだけではなく、家屋の耐震化や避難行動の確認などの災害から身を守るための取り組みが必須です。

災害時に大きな力となる共助は自助ができていることが前提です。そのため、まずは自分と家族の命を守ることに注力するとともに、平時から地域における防災・減災活動に積極的に参加し、地域の防災力(共助)の強化に努めます。

2. 地域団体等の役割

地域団体等(自治会・連合自治会・消防団など)の役割として、平常時には予想される被害を軽減するような予防的な活動(避難経路の点検や防災用品の整備、防災訓練など)を行うとともに、災害時には災害の状況に応じて、情報伝達や安否確認、避難誘導などの防災・減災活動の役割を担います。

3. 企業の役割

企業の役割として、従業員や顧客の安全を確保するため、施設の耐震化などのハード対策と防災教育などのソフト対策を行うとともに、発災後も可能な限り事業活動を維持し、雇用の確保のみならず、社会経済の安定のため事前の準備を行うことが求められます。また、企業は地域の一員として防災・減災活動に積極的に参加し、その役割を果たすことが重要であり、企業が持つ資源等を活用し地域の防災力向上に努めます。

第2節 災害に備える

各主体は、災害による被害の軽減と拡大防止のため、様々な災害の状況を想定し、それぞれの状況に応じた備えを行うよう努めます。

1. 風水害に備える

台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害などが起こる災害を風水害といい、線状降水帯に伴う大雨など予測が難しい現象はあるものの、風水害は基本的には事前に予測が可能な災害であることから、各主体は事前の気象情報の確認、避難場所・経路の確認、非常用持ち出し品の準備、そして早めの避難行動などの対策に努めます。

(1) 地域のリスクを知る

各種ハザードマップ等でお住まいの地域の風水害のリスクを確認する。地域によっては複数のリスクを抱えているため、すべての種類のハザードマップを必ず確認し、リスクを把握します。

(2) 避難行動を考える

「避難」とは「難」を「避」けることであり、避難所等に行くことが避難行動ではありません。風水害の種類によっては自宅等が安全な場所にある場合、自宅等に留まる方が安全を確保できます。自宅等がハザードマップ等でどのようなリスクが想定されているかを確認し、避難の要否や避難する避難所、避難のタイミング等を考えておきます。

(3) 気象情報を確認する

台風や大雨など事前に危険性を確認できるものについては、情報を基に対策を実施することが被害の軽減に繋がるため、対策の目安となる気象情報などの意味を理解し、また、各々に適した情報の収集方法を事前に検討して選択し、常日頃からその使用方法に慣れ親しんでおきます。

(4) より安全な行動を考える

洪水や高潮により被害があった場合などは、避難が長期におよぶ可能性があります。長期間の避難を想定し、避難所などで支給を受けることが困難な特別な備蓄品や持ち出し品がないかを考えておきましょう。また、屋根や雨戸、屋外にある物などは常日頃から点検するとともに、災害が発生する前に修繕や撤去を行います。

道路側溝や雨水ますが詰まると冠水の原因となるおそれがあります。排水能力を保つためにも、日頃から点検と清掃を行うよう心がけます。

2. 地震に備える

大規模な地震では地震動や液状化により、多くの家屋や建築物に加えブロック塀等も倒壊し、犠牲者が出るのが想定されます。各主体は大規模な地震に備え、自らの安全を確保するとともに、被害の拡大防止のため、平時から対策に努めます。

(1) 自宅等の安全

地震発生時の負傷原因として家具類や冷蔵庫、食器棚などの転倒・落下・移動が多くあげられるため、これらの家具類の固定をするとともに、ドアや避難経路をふさがない家具等配置のレイアウトの工夫やガラスの飛散防止対策などに努めます。

また、地震の揺れによる自宅の倒壊を防ぐため、旧耐震基準の住宅については、耐震診断を受診し安全性を確認し、耐震性が不足している場合には耐震改修等に取り組みます。ブロック塀等についても倒壊防止対策やフェンスなどへの建て替えを行います。

(2) 地震火災を考える

地震火災の原因は、電気ストーブ等の電化製品が転倒し、燃えやすい物に接触することによる出火、電化製品やケーブルなどの電気系統が損傷したことによる出火、調理中に地震が発生したことによる出火などが挙げられます。特に、停電からの復旧時に発生する「通電火災」は、地震火災の大きな要因の一つです。そのため感震ブレーカーを設置するなど各主体は出火防止に努めます。

ア 耐震自動停止装置の付いた器具の設置

イ 火気器具の転倒、落下防止対策

ウ 火気器具の周辺の整理

エ 電気配線の保護

オ 消火器等の設置

カ 建物に応じた消防設備の整備

キ 出火防止対策の確認

- ・揺れが収まったら速やかに火気器具の消火
- ・避難の際は電気ブレーカーの遮断とガスの元栓閉鎖
- ・危険物の適正管理

(3) 避難行動を考える

いつ発生するかわからない地震では、とっさの判断が生死を大きく左右します。落ち着いて行動できるよう、普段から避難行動や避難場所について考えておきます。

また、地震が発生したときに、家族が全員揃っているとは限りません。大切な家族の命を守るためにも、普段から避難行動や避難場所、安否確認の方法や連絡方法などについても話し合っておきましょう。

3. ライフラインや物流の停止に備える

大規模な災害が発生した場合、電気や水道、通信などのライフラインが途絶するだけでなく、物流の停止や小売店の被災などにより、食料、水、生活必需品に加え、マスクや消毒液、生理用品、乳幼児用品、衛生用品についてももの入手も困難になる場合があります。生活環境を確保するためにも災害時に必要な物資を備蓄するなど必要な対策に努めます。

(1)電気

- ア 夜間の避難や避難生活に備え、懐中電灯やランタン、ヘッドライトなどを用意し、必要な乾電池などを備蓄する。
- イ 冬季の災害に備え、石油ストーブなど停電時でも使用できる暖房器具を用意し、燃料を備蓄する。
- ウ カセットコンロなどの調理用機器を用意し、燃料を備蓄する。
- エ 災害時にも使用できるポータブル蓄電池などを用意する。

(2)ガス

- ア ガスの供給停止に備えて、カセットコンロを用意し、燃料を備蓄する。

(3)水道

- ア 断水に備え、一人一日3リットルの飲料水を人数に合わせ、おおむね一週間分を備蓄します。
例) 3リットル／日×3人分×7日分=63リットル

(4)下水道

- ア 地震により下水道管が破損し使用できない場合に備え、簡易トイレや携帯トイレをおおむね一週間分を備蓄します。
例) 5回／日×3人分×7日分=105 回分

(5)通信

- ア 災害発生により、被災地への通話がつながりにくくなった場合に備え、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言版 web171、被災地以外に住む家族や親戚を連絡先に定め、そこを中継点にして家族の安否確認や連絡をとる三角連絡法など、安否を確認する方法を確認する。
- イ モバイルバッテリーなどを用意し、情報入手手段の電源を確保する。
- ウ 災害の被害を受けにくい衛星携帯電話の検討。

(6)物資

- ア 家庭内の備蓄として、最低3日分、できれば一週間分の食料、水、生活必需品などを確保します。特に、食事に特別の配慮が必要な人は、おおむね一週間分の食料等を確保するよう努めます。
- イ 発災直後は燃料補給のためガソリンスタンドに行列ができ、必要量が確保できない可能性があるため、平時からこまめな給油に努めます。
- ウ 企業は一斉帰宅の抑制や業務の継続に必要な人数分の物資の備蓄に努めます。

4. 交通機関の停止に備える

大規模地震等の災害発生時に、公共交通機関の停止や道路の通行規制などにより、観光客をはじめ、通勤・通学者などで帰宅が困難になった人のことを帰宅困難者と言い、南海トラフ地震発生時には桑名市で1万3千人が帰宅困難者になると想定されています。帰宅困難者対策は、各主体が可能な範囲で取り組みに努めます。

- ア 発災後には災害後の混乱や二次災害の危険を回避するため、緊急を要さない移動を控え、勤務先などに留まることも想定されます。そのため、留まる勤務地などにも食料などを備えます。また、徒歩での帰宅を想定し、自宅までのルートを複数確認するとともに、途中の危険箇所なども確認します。なお、勤務地などに留まる想定はその場所が建物倒壊や津波・火災などの心配がない場合です。
- イ 企業等は災害後の混乱や二次被害の危険を回避するため、従業員等が一斉帰宅せず勤務先等に留まることができるよう、食料などの備蓄と事業所内の安全対策に努めます。また、不特定多数の人が利用する施設では、施設の安全対策に加え、安全な待機場所や情報の提供を行い、利用者の安全確保に努めます。
- ウ 県では災害時の帰宅困難者を支援する取組として、複数の事業者と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結しています。大規模災害により交通が途絶したときに、協定を締結している事業者の店舗を「災害時帰宅支援ステーション」と位置づけ、各店舗が可能な範囲で帰宅困難者への支援を実施しています。
- エ 関西広域連合では帰宅困難者を支援する取り組みとして、帰宅困難者 NAVI(ナビ)を運用しています。このサイトは、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある関西広域連合との協定締結登録店の災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できるものです。

5. 災害支援

市民等は、行政が行う公平・中立性を中心とした救援活動とボランティアやNPO等が行う個別・多様性を中心とした救援活動の相違や活動について理解を深めます。また、被害の大きい地域での災害支援活動へ積極的に参加します。

第3節 情報収集の方法を確認する

災害が発生した時や災害の危険が迫った時、市や防災関係機関は、災害の状況や避難などに関する情報を出します。災害による被害を最小限にとどめるためにも、各主体は積極的に情報を収集・共有するとともに、その情報に基づいて迅速かつ適切な行動を実施します。なお、危険が差し迫っている場合は、市や関係機関の情報を待たずに安全を確保する行動を実施します。

また、災害に備えるためには、各主体に必要な確認すべき情報が“何であるか”をあらかじめ知っておき、迅速かつ確実に収集することが重要です。例えば、注意報や警報などの気象情報なのか、河川の水位情報なのか、または、市などから発信される防災情報や避難指示などなのか、状況に応じて必要な情報を複数の手段で収集できるようにします。

1. インターネットが使える場合

ア 水位情報・河川カメラ

川の防災情報(国土交通省)などは大雨などの際に、川の水位情報や河川の状況などをインターネットを通じてリアルタイムに配信し、避難判断等に必要な情報を入手できるウェブサイトです。

イ 気象警報・注意報

気象庁のウェブサイトでは気象に関する「特別警報・危険警報・警報・注意報」の情報を取得することができます。

ウ キキクル

大雨による災害(土砂災害、浸水害、洪水害)発生の危険度の高まりの予測を 1 km四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。気象庁のウェブサイトでは地図上でリアルタイムに確認することができます。

エ 避難情報・防災情報

桑名市のホームページでは避難情報や避難所の情報を取得することができます。ほかにも災害に関する情報が掲載されていますので、平時から積極的に活用します。

オ LINE

桑名市 LINE(ライン)公式アカウントでは、避難情報や避難所の情報をお伝えします。「友だち登録」して活用ください。

カ X(旧 Twitter)

桑名市では、X(旧 Twitter)でも避難情報や避難所の情報を発信しています。桑名市のフォローになり、活用ください。

キ エリアメール・緊急速報メール

気象庁が配信する「緊急地震速報」「津波警報」、市が発令する「避難情報」、J アラートにて配信される国民保護情報等を受信することができます。

ク 防災アプリ

三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」など、様々なアプリがありますので、各自の利用方法に合わせたアプリで情報を取得することができます。

2. 緊急防災ラジオが使える場合

市はコミュニティ FM のラジオ電波を使用し、避難情報や避難所情報などを配信します。市が貸与している「緊急防災ラジオ」だけでなく、市販のラジオも周波数を 76.8MHz に合わせると同じ情報を聞くことができます。

3. テレビ・ラジオが使える場合

テレビはリモコンの「dボタン」を押すと最新の気象情報や避難情報などが確認できます。また、ラジオでも情報を確認できます。

4. 事前に登録をしている場合

ア 災害時緊急メール

あらかじめ登録をしていただいたメールアドレスに、桑名市から災害に関する情報などが配信されます。

イ 防災みえ.jp メール配信サービス

三重県が気象災害に備えて、気象・地震情報等が登録したメールアドレスに配信されます。

5. 上記以外の方法

ア 防災行政無線

市内に設置されている防災行政無線から避難情報などの情報を取得することができます。

※防災行政無線の放送内容は電話で確認することができます。

電話番号:0120-41-2300

イ 広報車

災害時の情報を市役所などの車で巡回し広報します。

※発災時には、市役所・消防署・消防団等の車により巡回広報を実施したり、市内に設置している防災行政無線から災害情報を放送する場合があります。ただし、風雨や立地の関係でスピーカーからの音声が届きにくいことがあります。放送が流れている場合は危険が迫っている可能性がありますので、放送に気づいた場合は、他の手段で情報収集に努めてください。

第4節 避難行動を確認する

災害によって対処方法や避難場所は必ずしも同じではないため、災害ごとの避難行動を事前に確認します。また、自宅や就業・就学先など生活に関わる場所での災害ごとの指定緊急避難場所も事前に確認が必要です。また、自宅に戻れず避難生活が必要となった時の避難先となる指定避難所も避難ルートとともに複数確認しておくなど、家族や地域で話し合い、適切な避難行動ができるよう備えます。

1. 指定緊急避難場所と指定避難所

避難する場所には、大きく2種類があります。



指定緊急避難場所:地震・津波や大規模火災などの災害が発生した場合、また発生する恐れがある場合に、災害がおさまるまで一時的に避難し、命を守る場所です。たとえば、地震が発生し、津波から命を守るため、緊急的に避難する「津波避難ビル」や火災から身を守るために避難する「公園」や「学校の校庭」などが避難場所です。



指定避難所:災害により自宅を失った人や自宅に戻れない人が一時的に共同生活を送るため建物で、「まちづくり拠点施設」や「学校」などの建物です。また、洪水や高潮、土砂災害などの災害の危険性がなくなるまで、避難者が滞在する建物でもあります。

両方とも避難する場所ですが、「指定緊急避難場所」は緊急時の避難先として利用可能なのに対し、「指定避難所」は気象警報の発表や、避難情報の発令の際に限って開設されるという違いがあります。

また、重要なのは「指定緊急避難場所」や「指定避難所」は災害の種別や被害の状況によって利用できない場合があるということです。地震に伴う津波では避難できても、台風に伴う高潮や洪水では避難できない場所や施設がありますので、ハザードマップや学校などの避難施設の看板で事前に確認しておきましょう。

2. 風水害時の避難行動

多くの風水害は気象等の兆候から災害の発生を予測することで、地震・津波災害に比べると、災害発生までに行動時間を確保できる場合があります。そのため、気象情報や避難情報を確認し、被害が発生する前に安全な場所に避難することが重要です。一方で、近年では局地的大雨など、被害の発生までに時間の余裕が少ない災害も増えており、想定される周囲の被害予測に応じて安全な避難方法を選択する必要がある場合があります。

- ア ハザードマップなどで浸水想定区域や土砂災害危険箇所、指定避難所について確認し、安全な避難経路を検討します。
- イ 大雨や洪水、高潮、土砂災害に関する気象情報や避難情報の収集方法を確認するとともに、その後もこまめに情報を確認する。
- ウ 避難指示等が発令され、台風や大雨により浸水や土砂災害の影響を受ける可能性がある場合は、浸水想定区域外や土砂災害警戒区域外の指定避難所や親戚・知人宅、ホテル・旅館など安全な場所へ移動する立ち退き避難を行います。
- エ 逃げ遅れた場合でも、近隣の安全性の高い場所や建物など、今いる場所より相対的に安全な場所へ緊急的に移動することにより安全の確保を行います。また、大雨による浸水や土砂災害が既に始まっている時など、屋外への避難がかえって命に危険がおよぶおそれがある場合は、浸水や土砂流入の恐れのない上層階や建物内の安全な場所への退去する屋内安全確保を行います。

3. 地震災害時の避難行動

地震災害は、事前に発生を予測することは難しく、緊急地震速報が発表されたときは揺れ始めるまでわずかな時間の中で、また、強い揺れを感じたときはすぐに、どんな状況にあっても、まず身の安全を確保することを最優先します。避難行動や安否確認などは揺れが収まってから実施します。

- ア 緊急地震速報が発表されたり、強い揺れを感じたときは、落ち着いて自分の身を守ります。屋内では、家具などが倒れてこない安全なスペースや机の下などに避難し、家具の転倒や落下物から身を守り、屋外では高い建物やブロック塀から離れ、ガラスの飛散やブロック塀の倒壊から身を守ります。
- イ 揺れが収まったら、火の元を確認し、ガスの元栓を閉め、電源ブレーカーを遮断します。周辺の状況などから避難の必要があるときは「非常持ち出し袋」などの持ち出し品を持って避難を開始します。
- ウ 可能な範囲で地域住民の安否確認、消火・救護活動を協力して実施し、指定緊急避難場所等へ避難します。

4. 津波災害時の避難行動

地震に伴い、津波が発生した場合の避難は、地盤の高いエリア(津波浸水想定区域外)へ速やかに移動する水平移動を基本とします。ただし、逃げ遅れた場合やけが人や要配慮者など、津波到達時間までに浸水想定区域外まで避難できない場合は、津波避難ビルや近隣の堅牢な建物の浸水しない階まで移動し、一時的に津波から命を守る垂直避難も有効な手段です。

なお、地震による液状化が懸念されることから、津波からの避難は原則、徒歩とします。

- ア 強い揺れを感じたときや津波警報・大津波警報が発表されたときは、津波浸水想定区域の外へ速やかに避難します。
- イ 避難するときは、周囲に「津波が来るぞ！逃げるぞ！」と呼びかけながら、自らが先頭に立って避難する「率先避難」を心がけます。率先して逃げるのがあなたの命を守りぬくと同時に、周りの人たちの避難行動に繋がります。
- ウ 津波は震源の位置や海底地形などによって到達時間に差が出ます。予想よりも早く到達する場合や第二波以降に最大の津波が来ることがあります。津波警報等が解除されるまで安全な場所から離れないようにします。

5. ペットの避難行動

ペットと同行避難をするためには、飼い主が自身の安全を確保した上でペットの安全と健康も守る「自助」が基本です。そのために、飼い主は、平時から避難生活で必要となるペット用の水や食料等も十分に用意し、災害時に慌てないように、ペットには基本的なしつけをし、備えておきましょう。また、ペットと一緒に避難できるよう、平時からキャリーバックに入ることなどに慣れさせておくことも必要です。

6. 要配慮者利用施設における避難行動

要配慮者利用施設は、災害時における入所者及び利用者の安全を確保するため、次の事項について対応する。

- ア 常日頃、設備の点検を実施するとともに、非常時の関係機関への連絡体制、食料や飲料水等の備蓄を行っておきます。
- イ 洪水・雨水出水(内水)・高潮による浸水や土砂災害による被害が予想される地域内の要配慮者利用施設では、速やかに避難が行えるよう、避難時期や避難方法を明記した『避難確保計画』を作成するとともに、計画に基づき訓練を実施します。

【資料5-1 要配慮者利用施設(洪水)一覧】

【資料5-2 要配慮者利用施設(高潮)一覧】

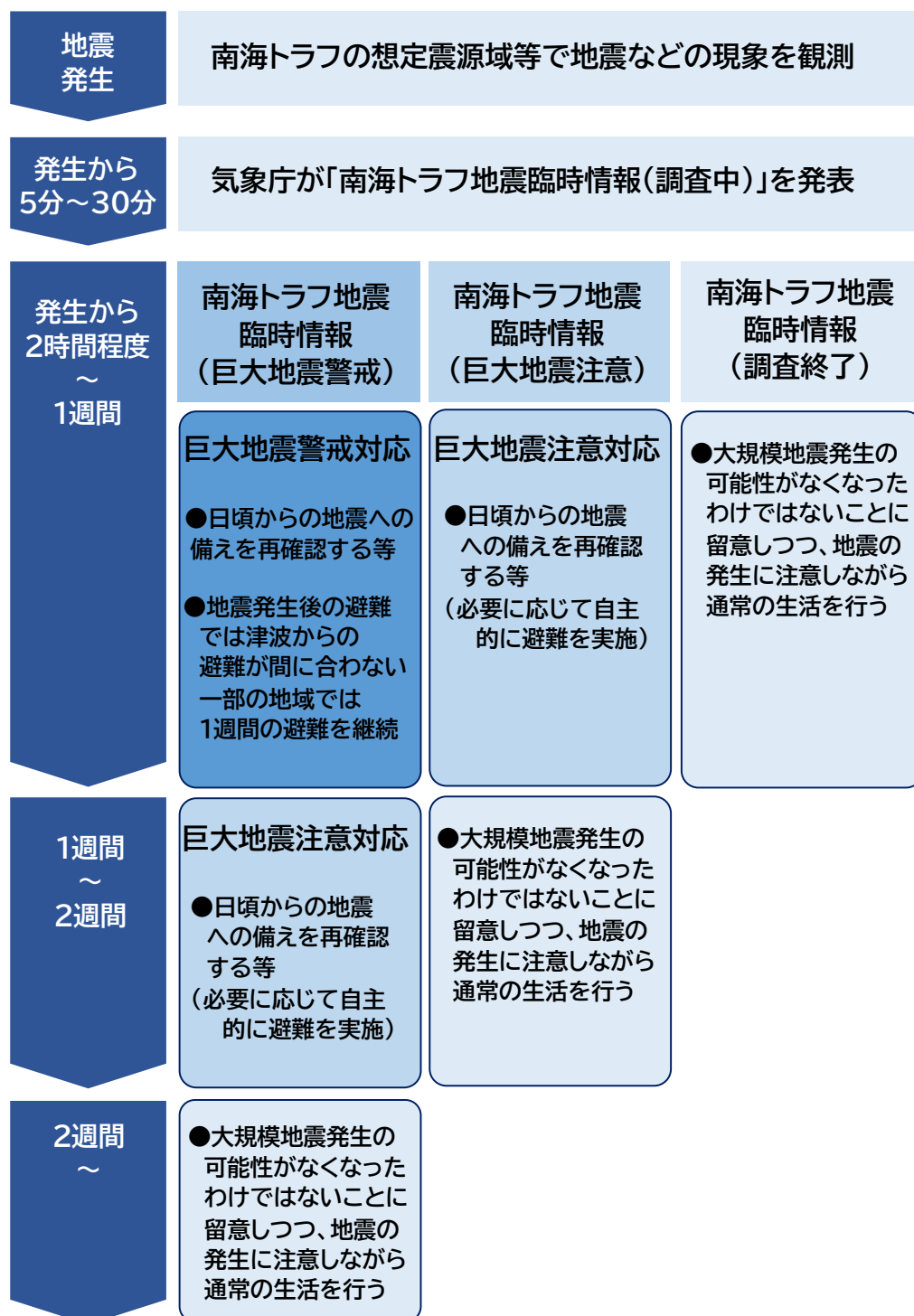
【資料5-3 要配慮者利用施設(土砂災害)一覧】

【5-4 要配慮者利用施設等(内水)一覧】

7. 南海トラフ臨時情報に伴う避難行動

南海トラフ臨時情報は、南海トラフ地震の発生可能性がこれまで以上に高まっている場合に発表されます。南海トラフ沿いで一度大きな地震が発生すると、時間をおいて再び大きな地震が発生する場合があります。そのため、臨時情報を発表し、地震発生への警戒・注意を促すことにより、被害を軽減できる可能性を高めるものです。

地震発生後の防災対応の流れ



(1)南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合

巨大地震警戒が発表された場合は、日頃からの地震への備えを確認します。また、地震発生後の避難では間に合わない可能性のある方は個々の状況に応じて自主的に避難します。なお、事前避難対象地域には、原則、桑名市から避難指示が発令されますので、1週間程度の事前避難を行います。

市立小・中学校および公共施設などの対応は、後発地震に備えるとともに、事前避難対象地域にお住まいの人の避難に対応するため、1週間、原則として下記の対応を取ります。

事前避難対象地域

地区名	自治会名
深 谷	今島町
城 南	小貝須・小貝須浜・立田町・太平町・大貝須・南福江・城南萱町・福地・福岡町
多度東	大鳥居・南之郷
長島町	全自治会

対応方針

施設など	対応方針
市立 小学校・中学校・義務教育学校・幼稚園	臨時休校(園)
保育所(園)	津波浸水想定区域内の保育所は臨時休所(園)
学童クラブ	津波浸水想定区域内の学童クラブは臨時休館
公共施設	避難所に指定されている公共施設および津波浸水想定区域内の公共施設は、原則臨時休館 その他の施設についても可能な限り臨時休館。
各種イベント	中止または延期
コミュニティバス	運行は中止

(2)南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

巨大地震注意が発表された場合は、日頃からの地震への備えを確認します。また、地震発生後の避難では間に合わない可能性のある方は個々の状況に応じて自主的に避難します。

第2章 共 助

第1節 地域で守る

大規模災害では、初期消火、被災者の救出・救護、避難などの発災初期における防災活動が不可欠で、こうした活動は地域での組織だった活動がより効果的です。そのため、地域団体等は組織的かつ実行性のある防災活動ができるよう、平常時から防災体制を構築し、備えや訓練を積極的に行います。

1. 組織的に地域で守る

知識だけでは、いざというときに行動ができないことが多くあります。災害が発生しても落ち着いて行動できるよう、平時から地域の防災訓練へ参加するなど、十分な事前対策を講じておきます。また、過去の災害の教訓からも、いざというときに頼りになるのは地域住民同士の助け合いです。日ごろから地域の人がコミュニケーションを取り合い、顔の見える関係を築き、防火用水の位置や備蓄物資などの地域の状況を把握しておくとともに、災害時の各自の役割を明確にしておくことが大切です。

また、地域には様々な資格や特技を持った人がたくさんいます。そうした人材を発掘し、資格や特技を活かした災害時の活動ができるよう協力を求め、地域の防災力の向上を目指します。

(1)自治会

災害による被害を予防・軽減するため、防災知識の普及・啓発や防災訓練などを行います。また、災害時に要配慮者の安否確認や避難誘導等の支援が的確に行われるよう、市から提供された避難行動要支援者名簿の情報や見守り活動などを通じて、要配慮者の状況把握に努めます。

(2)自主防災組織

災害による被害を予防・軽減するため、防災知識の普及・啓発や防災備蓄品や資機材の点検・整備、地区防災計画の作成などを行います。

(3)消防団

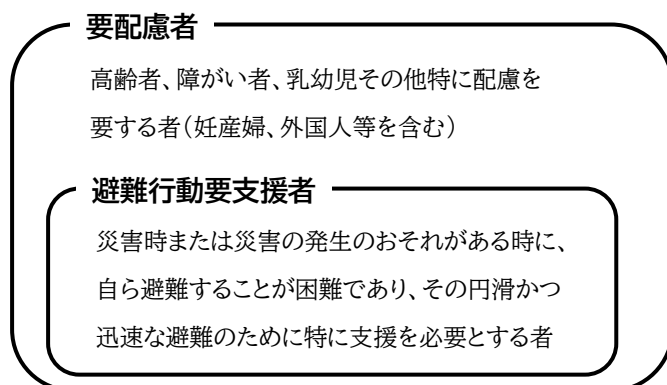
災害による被害を予防・軽減するため、防災知識の普及・啓発や応急手当などの指導、配備されている資機材等の点検などを行います。

(4)企業等

企業は、持っている資源（人材・土地建物・物資・資材等）を活かし、その特性（業種・業態）に応じて、自社の災害対策だけでなく、コミュニティの一員としての役割を果たします。

2. 災害時に支援が必要な方を地域で守る

災害時の避難に関する一連の行動に第三者の支援を必要とする方がいます。また、普段は手助けを必要としない方でも、災害時には緊急的な事情で支援が必要となる場合があります。



(1) 要配慮者とその家族

要配慮者とその家族は、家具の転倒防止や食料等の生活必需品の備蓄に加え、必要な薬剤や使用している医療器具等の予備の確保など、自らができる範囲の備えを行い、災害時の対応に備えます。また、災害時の安全確保のため、地域との交流を深め、地域で協力が得られるよう努めます。

(2) 地域団体等

地域団体等は災害時に要配慮者の安否確認や避難誘導等の支援が的確に行われるよう、市から提供された避難行動要支援者名簿の情報や見守り活動などを通じて、要配慮者の状況把握に努めます。

(3) 外国人と関係する団体等

団体等は関係する外国人に対し、研修の実施や地域の防災訓練などへの積極的な参加を促し、意識啓発や知識普及を図るとともに、災害時には関係団体と協働して外国人を支援することができるよう、平常時から体制の整備に努めます。

第3章

公 助

第1節 災害応急体制の整備

本節では、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するために必要な、組織の活動体制の整備や情報収集及び伝達手段の整備等について定める。

活動項目	実施担当
1. 活動体制の整備	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム
2. 情報収集・伝達体制の整備	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム
3. 情報処理体制の整備	総括チーム 受援情報チーム
4. 緊急通行車両に関する手続	総括チーム
5. 受援体制の整備	総括チーム

1. 活動体制の整備

(1) 職員の防災活動能力の向上

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

ア 災害対応の熟知

職員は、日頃から自らの災害時の役割や業務内容等を地域防災計画などで確認するなど、災害応急対策について熟知する。

イ 動員計画の整備

災害時の職員の動員に備え、毎年、各チームまたは所属において災害時の職員動員計画を作成し、職員に徹底する。

ウ 訓練および研修の実施

各チームは、職員の防災活動能力の向上を目的とし、防災計画を実行するために必要な訓練、および研修を平時から主体的に実施する。

エ タイムラインの作成

各チームは、防災対応の抜け、漏れ、遅れの防止のみならず、先を見越した早めの行動を実施するため、災害時のタイムラインを作成する。

(2)体制及び運営環境の整備【総括、物資調達、応急復旧】

ア 災対本部の体制

災対本部は桑名市役所本庁舎内に設置するが、本庁舎以外の庁舎等についても、災害発生現場に近い庁舎等を現地対策本部として活用するなど、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制の整備を進める。

イ 非常用電源の整備

災対本部が設置される本庁舎等において、発災後72時間は外部からの供給なしに電力確保が可能となる非常用電源と燃料の整備を進める。

ウ 物資等の備蓄

災対本部等の運営に必要な食料、水、燃料等の備蓄を進める。

エ 本庁舎の機能確保

災害時に重要な役割を担う本庁舎はあらゆる災害が発生した際においても、即時的かつ継続的に災害対応業務を行うため、安全性と業務継続性に加え、十分な規模や機能性などの災害対応機能を高める整備を進める。

オ 代替施設

大規模災害発生時、本庁舎において災対本部の設置が困難になった場合、消防庁舎等複合施設「クワナビスタ」を代替施設とする。

カ 被災宅地危険度判定体制

余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、被災宅地危険度判定士の育成及び判定体制の整備に努める。また、市が判定を実施する際に、支援本部及び災対本部と判定士との連絡調整にあたる判定調整員の養成に努める。

キ 被災建築物応急危険度判定体制

余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、被災建築物応急危険度判定士の育成及び判定体制の整備に努める。また、判定の実施にあたり、判定実施本部、支援本部及び災対本部と判定士との連絡調整にあたる応急危険度判定コーディネーターの養成に努める

ク 物資拠点の整備

三重県の広域物資輸送拠点等から供給される支援物資を桑名市防災拠点施設において、円滑に物資を受け入れ、仕分け、配送ができるよう、配送手段及び防災拠点施設の機能の拡充を進める。

2. 情報収集・伝達体制の整備

災害時の通信手段を確保するため、防災行政無線等の保守・点検を定期的の実施するとともに、必要な設備の整備と多様な通信手段の確保に努める。

(1)防災行政無線の保守、運用【総括】

ア 市防災行政無線(同報系)

市民や観光客などの帰宅困難者等に対し、災害情報を迅速に伝達するため、市内の浸水想定区域に全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携したデジタル同報系防災行政無線を整備し、運用する。

a 機器の保守

防災行政無線の使用に支障をきたさないよう、機器の保守点検・通信の点検を定期的に行う。

b 平時の使用

防災行政無線の使用に習熟し、また無線機の状態を把握するため、業務での積極的な活用を図る。

c 訓練

防災に関する訓練や研修において、防災行政無線の使用訓練や無線を使用した情報伝達訓練等を行う。

イ 県防災行政無線

市と県及び防災関係機関の間において、気象情報及び災害情報の収集・伝達を行うため、有線・無線・衛星を併用した通信施設の整備、運用を行う。

a 設置場所

設置場所			機器
本庁舎	2階	防災・危機管理課	電話・FAX・一斉指令
	1階	警備員室	電話・一斉指令
消防本部	2階	警防本部	電話・FAX・一斉指令
		総務課	電話
	1階	大山田分署	電話
多度地区市民センター	1階		電話

b 訓練

無線機等の使用に習熟し、また無線機の状態を把握するため、業務での積極的な活用や無線機を用いた訓練を行う。

(2)IP 無線の保守、運用【総括】

災害情報の収集・伝達を行うため、携帯電話のインターネット回線を使用した IP 無線機の整備を行い運用する。

a 機器の保守

情報伝達に支障をきたさないよう、無線機の通信の点検を定期的に行う。

(3)衛星携帯電話及び衛星インターネットの保守、運用【総括、受援情報】

災害情報の収集・伝達を行うため、衛星回線を使用した通信設備の整備を行い運用する。

a 機器の保守

情報伝達に支障をきたさないよう、機器等の保守点検・通信の点検を定期的に行う。

(4)デジタル簡易無線の保守、運用【総括】

災害情報の収集・伝達を行うため、無線回線を使用した機器の整備を行い運用する。

a 機器の保守

情報伝達に支障をきたさないよう、機器等の保守点検・通信の点検を定期的に行う。

b 平時の利用

機器を使用した情報伝達に習熟し、また受信の状況を把握するため、平時から積極的な利用を行う。

(5)災害時優先電話の確保【物資調達】

災害時の援助、復旧や公共の秩序を維持するため、災害時優先電話(NTT)を確保するとともに、使用方法等を職員に周知する。なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については一般電話と同じとなるため、緊急時には発信用として使用する。

(6)緊急速報メールの配信手段の確保【受援情報】

災害・避難情報等を回線混雑の影響なく、特定のエリア内の対応端末(携帯電話)に一斉に配信するため、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールを活用する手段を確保する。

a 回線

緊急速報「エリアメール」(docomo)、緊急速報メール(au/Softbank/楽天モバイル)

b 配信する情報

- ・避難情報
- ・気象に関する特別警報
- ・警戒区域情報
- ・指定河川洪水予報
- ・レベル4土砂災害危険警報 等

(7)緊急防災ラジオの保守、運用【総括】

市民等に対し、コミュニティ FM 放送を活用して、災害情報を迅速に伝達するため、緊急防災ラジオを含めた通信機器を整備し、運用している。

a 機器の保守

情報伝達に支障をきたさないよう、機器等の保守点検・通信の点検を定期的に行う。

b 平時の利用

緊急防災ラジオでの情報伝達に習熟し、また受信の状況を把握するため、平時から積極的な利用を行う。

(8)新たな情報伝達手段の検討【総括】

衛星と直接通信し、情報伝達・収集が可能な機器(スマートフォン)が普及していることを踏まえ、これらの仕組みを活用した新たな情報伝達、収集手段の体制を検討する。また、同様の仕組みを活用した市民からの被災情報の収集の仕組みについても併せて検討を行う。

衛星通信に限らず、他の情報伝達手段においても、効率の良い運用ができるよう検討し、より良い情報伝達手段の確保ができるよう努める。

3. 情報処理体制の整備【総括、受援情報】

情報の受信、発信、情報集約方法、報告等の災害時の情報処理については、訓練や研修等において業務の習熟を図るとともに、処理方法や様式などについても改善行う。

4. 緊急通行車両に関する手続

大規模災害が発生すると、災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため、緊急交通路が指定され、交通規制により一般車両の通行が制限される。そのため、円滑に災害対策を実施するため、事前に緊急通行車両の届出を行う。

(1)対象車両【総括】

基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画のある車両。

(2)手続等【総括】

災害応急対策を実施するための車両を新たに登録するとき、または、登録を更新するときは申請書に必要な書類を添付し警察署に申請する。申請後交付される標章や緊急通行車両確認証明書は防災・危機管理課で保管し、必要時に配布を行う。

(3)標章等の有効期限【総括】

標章や緊急通行車両確認証明書の有効期限は、交付の日のから5年間

(4)標章等の返納【総括】

標章及び証明書の有効期限が到来したとき、または災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったときは、警察署に返納する。

5. 受援体制の整備【総括】

発災時に備え、自衛隊や警察、消防機関、TEC-FORCE(国土交通省緊急災害対策派遣隊)、リエゾン(災害対策現地情報連絡員)等をはじめとした防災関係機関の応援を受け入れるための体制を整備するとともに平常時から関係機関との連携強化を進める。なお、詳細は、桑名市災害時受援計画でこれを定める。

第2節 避難体制の整備

本節では、避難誘導の体制整備と避難所等の確保、整備について定める。

活動項目	実施担当
1.避難誘導体制の整備	総括チーム 受援情報チーム 消防チーム
2.避難場所・避難所等の整備	総括チーム 避難所・教育チーム

1. 避難誘導体制の整備

(1)避難情報の発令【総括】

避難を要する事態が発生することを想定し、市長が発令する避難情報の発令基準及び手順を定める。

(2)避難情報の伝達【総括、受援情報】

避難情報を発令した場合は、報道機関への情報提供、緊急速報メール等の活用、広報車両等の巡回により対象区域内の住民等へ伝達する手順等を定める。

(3)避難誘導【総括、消防】

避難対象区域内の住民等を安全に避難させるため、消防団、警察、自主防災組織などと協力し避難誘導を行う体制の強化を図るとともに、常時、避難誘導の手順について確認し、訓練にて習熟する。

2. 避難場所・避難所等の整備

民間の施設も含め指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を進めるとともに、福祉避難所の確保を行う。また、訓練の実施やホームページ、ハザードマップ等により、その内容の周知徹底を図るための措置を講じる。

(1)避難場所の指定【総括】

指定緊急避難場所は基本法第49条の4に基づき、異常な現象の種類ごとに指定するもので、災害が発生した場合に周辺等に命に危険をおよぼすおそれがない場所又は災害に対して安全な構造を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難することが可能な場所又は施設とする。

ア 指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るため、緊急的に避難する場所。

- ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校のグラウンドなど
- ・まちづくり拠点施設などの駐車場
- ・公園など

【資料5-7 指定緊急避難場所一覧】

イ 津波避難ビル・津波避難場所

指定緊急避難場所の内、津波発生時に浸水が想定される区域内において、区域外に逃げるのが困難な場合で、津波から緊急に身の安全を守る必要がある場合に避難する施設または場所。地震や津波に対し安全な構造であるとともに、津波に対し安全な高さを有する施設または場所。

- ・小学校、中学校の校舎
- ・まちづくり拠点施設など
- ・協定を締結した民間施設
- ・津波に対し安全な構造で、かつ安全な高さを有する場所

(2)避難所の指定【総括】

指定避難所は基本法第49条の7に基づき指定するもので、洪水、高潮、土砂災害などにより切迫した災害の危機から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、被災により住家を失った市民が一定期間、避難生活をするための施設。

ア 指定避難所

災害の危険性が無くなるまで避難者が滞在するとともに、被災により住家を失った被災者が一定期間、避難生活をする施設。

- ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の体育館・校舎など
- ・まちづくり拠点施設など

【資料5-9 指定避難所一覧】

イ 危険区域内の指定避難所の取扱い

a 洪水浸水想定区域内の避難所

河川氾濫が予想される場合は、避難情報の発令により、浸水想定区域外への避難を促すものとし、緊急的に浸水想定区域内の避難所を活用する場合は、災害の状況も踏まえ安全な階への避難を促すものとする。

b 土砂災害警戒区域内を含む避難所

土砂災害の危険性を鑑み、原則、体育館や校舎が土砂災害警戒域等に含まれる場合は使用不可とする。

ウ 福祉避難所

指定避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れるために開設する二次的な避難所であり、社会福祉施設等を指定する。

【資料5-10 福祉避難所一覧】

(3)避難所機能の整備【総括、避難所・教育】

- ・災害時の飲料水を確保するため、受水槽・高架水槽の耐震化を図るとともに、可能な限り水槽内の水位を高くする。
- ・避難所内のスペースを活用して、初期の避難生活に必要な食料や物資を備蓄する。
- ・空調設備及び衛生的なトイレ環境の整備を進める。
- ・災害時の電力を確保するため、自家用発電機などの設備の整備を進めるとともに、太陽光発電と蓄電池を合わせたシステム等の導入を進め非常時の自立電源の確保に努める。
- ・災害時優先電話、インターネット、IP 無線などの整備を行い、災害時の通信手段の確保に努める。
- ・福祉避難所の確保や市内外の宿泊施設を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討する。
- ・避難所の機能として、食事、衛生、居住性、要配慮者対応などの観点で機能の強化を図られるよう検討を進める。

第3節 風水害予防対策

本節では、風水害による被害を軽減するための措置について定める。なお、災害対応に関する事項は、本節に定めるもののほか、水防計画に定めるところによる。

活動項目	実施担当
1.河川の対策	応急復旧チーム
2.低湿地対策	応急復旧チーム 上下水道チーム
3.高潮対策	応急復旧チーム
4.水門・樋門等の管理	応急復旧チーム 上下水道チーム
5.ため池の管理	応急復旧チーム

1. 河川の対策

(1)河川の改修【応急復旧】

1級河川の揖斐川、長良川、木曽川、肱江川、多度川は、国土交通省直轄河川として堤防の嵩上げ、河道掘削、堤防補強等改修工事が年々進められているが、より一層の促進を強力に国へ要請する。2級河川の員弁川は、県管理河川として改修されているが改修事業の早期完成を要請するとともに、市管理準用河川、普通河川の改修整備を図る。また、早期の内水排除のため、排水機場の設置等を国・県へ強力に要請する。

(2)河川の巡視【応急復旧】

水防法第9条に基づく河川堤防等の巡視は、水防計画で定める巡視責任者が区域内的の河川について行う。時期は梅雨期、台風期等の前などとし、水防上危険があると認めた場合は河川管理者に連絡する。

2. 低湿地対策

(1)地盤沈下対策【応急復旧】

長島地区における地盤沈下は鈍化したとはいえ、地盤沈下の累積沈下量は伊勢湾台風当時より増大しており、堤防補強、排水施設の改修・補強等を進めてきたものの今後とも国や県に対策事業の推進を要望する。

(2)湛水防除対策【応急復旧】

長島地区は輪中地域にあり周囲を河川海岸堤に囲まれ、更に地盤沈下の影響によって自然排水の不可能な現況にあり、すべて機械による動力排水に依存している。集中豪雨等のため排水不良による災害の発生の危険性もあり、その排水対策事業が必要となっている。長島地区としては、排水機、排水路、遊水池等を整備すべく、昭和 56 年には福豊排水機場、昭和 59 年に長島排水機場、昭和 63 年に松蔭排水機場、平成元年に湛水防除松蔭排水機場、平成5年に葭ヶ須排水機場、新大島排水機場の改修が完成し、令和4年から大島排水機場に代わり第二新大島排水機場が稼働している。なお、葭ヶ須、大島地域において、長良川への直接排水工事が進められ、平成 12 年に完了している。また、千倉排水機場に隣接して新千倉排水機場の建設が平成 22 年度に完成している。多度地区の揖斐川沿岸の低位部農用地は河川堤防に囲まれ、長島地区と同様、排水対策事業が必要となってくる。多度地区には、排水機、樋門、樋管が 11 施設あり、それらの施設は順次改修補強等の整備が進められている。現在、国土強靱化事業として、桑名地区の下深谷排水機場の更新、稗田地区排水施設整備、多度地区の七取排水機場の更新、野代排水機場の更新、長島地区では福豊排水機場の更新、松蔭東排水機場の更新、千倉排水機場の更新を進めている。

(3)内水浸水対策【上下水道】

既成市街地の大半が海拔ゼロメートル地帯であり、降雨による浸水及び市街化の進行による雨水の浸透及び貯留能力の減少等による浸水に対処するため、下水道事業計画をたて、順次排水路・ポンプ場の整備を行う。また、短期的かつ局地的な豪雨に対応するため、浸水シミュレーションを活用した効率的な施設計画を作成し、市民への情報提供等のソフト対策を組み合わせた総合的な施策の推進に努める。

3. 高潮対策

高潮は、台風や発達した低気圧によって、海岸付近で海面が異常に高くなる現象である。高潮の発生は、気圧の低下による海面の吸い上げと風による吹き寄せが主な要因である。高潮が発生すると、海水が護岸を超えたり、高い波による越波が生じ、背後地が浸水する可能性が高くなる。

(1)河川堤及び海岸等の施設対策【応急復旧】

近年の地盤沈下により、高潮、津波に対する機能が低下しているが、1級河川の揖斐川、長良川、木曽川は、国により高潮堤防の補強、護岸補強、消波ブロック工等改修工事が鋭意進められている。また、県においては津波・高潮・波浪・地震変動等の災害から海岸を護るため「海岸保全区域」を定めて高潮対策事業を推進し整備を進められている。

なお、未改修部分については、早期着手と完成を国・県へ強力に要請する。

(2)海拔ゼロメートル地帯の対策【総括、応急復旧】

海拔ゼロメートル地帯は、台風による高潮や洪水により堤防の決壊等での浸水の発生などで長期間にわたり浸水が継続するおそれがある。このような地域の特殊事情を踏まえた「避難体制の構築」「避難路、避難場所等の整備」などの地域ならではの防災・減災対策を推進する。

4. 水門・樋門等の管理【応急復旧、上下水道】

河川海岸堤に囲まれた本市においては、水門等は災害による被害の軽減に不可欠な重要な役割を担っている。そのため、洪水等が発生した場合に有効かつ適切に操作されるように施設の維持管理を行う。

5. ため池の管理【応急復旧】

本市の山間部及び丘陵地の水田は、河川からのかんがいが不可能なため、多くの水田が、その水源をため池に依存している現状で農業用施設として重要な役割を果たしてきた。これらのため池は、農業用水を安定確保し、ときには降雨に対する調整池としての効果を果たしている。ため池のほとんどは 100 年以上前に築造されたものであり、堤防の補強工事や余水吐等の改修工事を優先度の高いものから実施し、ため池の安全を確保する。

【資料5-6 防災重点ため池一覧】

第4節 土砂災害予防対策

本節では、土砂災害を未然に防止するための対策について定める。

活動項目	実施担当
1.土砂災害の予防対策	応急復旧チーム

1. 土砂災害の予防対策

(1)砂防対策【応急復旧】

市内では、平成7年度に柚井地内の奥山除川上流に砂防堰堤が、平成8年には多度川上流古野地内狼谷川に砂防堰堤が完成している。今後も土砂災害を防止するため、水源山地の溪間における砂防堰堤の築造等の砂防対策事業の実施を県に要請し、砂防設備の整備促進を図る。

【資料 9-1 砂防指定地内の溪流一覧】

(2)急傾斜地崩壊対策【応急復旧】

急傾斜地のうち傾斜度 30 度以上、高さ5m 以上で人家5戸以上に被害を及ぼすおそれのある地域でかつ、5戸未満でも官公署、学校、病院、旅館等がある場合を含むものは、市内で 77 箇所あり、「急傾斜地崩壊危険区域」として指定されており、緊急施工の必要のある箇所から防止工事の実施を県に要請する。

(3)山地災害対策(山地災害危険地区)【応急復旧】

市内には山腹崩壊危険地区に指定されているところが6箇所、崩壊土砂流出危険地区に指定されているところが6箇所存在する。防止対策として、危険地区の把握に努め、治山事業の推進を図るとともに近隣住民に対し、啓発活動を推進する。

【資料 9-2 山地災害危険地区一覧】

(4)がけ地近接等危険住宅移転対策【応急復旧】

がけ地の崩壊、土石流、地すべり、出水等により、市民の生命に危機を及ぼすおそれのある災害危険区域や今後指定予定の土砂災害警戒・特別警戒区域内に建っている住宅及び建築基準法第 40 条の適用区域に存する既存不適格住宅については、三重県が移転者に危険住宅の除去等に要する経費及び新たに建設する住宅に要する経費に対して補助金を交付する「がけ地近接等危険住宅移転事業」がある。市は、既存不適格住宅の移転を推進し、移転事業の啓発を行うなど、安全な住環境の整備に努る。

(5)宅地災害の防止対策【応急復旧】

ア 宅地防災月間

梅雨期及び台風期に備え、市及び県は、地域住民及び土地区画整理事業を含む宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、5月を宅地防災月間と定め、期間中は開発施行区域を中心に巡視を計画的に行い、現地では適切な指導を行う。また、広報活動を実施して市民へのPRに努める。

イ 都市計画法に基づく開発許可

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法や宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可制度により、安全かつ良好な宅地の確保を図る。

(6)土砂災害警戒区域等の把握【応急復旧】

土砂災害警戒区域等に指定された区域や土砂災害のおそれがある箇所について、平常時より危険箇所の把握とパトロールの実施を行う。

【資料 9-2 山地災害危険地区一覧】

第5節 地震災害予防対策

本節では、地震発生における建物倒壊や火災延焼から、市民の生命を保護し、被害を最小限に抑えることを目指す地震に強いまちづくりの推進について定める。

活動項目	実施担当
1.防災構造の強化	総括チーム 応急復旧チーム
2.建築物の耐震不燃化の促進	応急復旧チーム

1. 防災構造の強化

(1) 大火を防ぐ区画の形成【応急復旧】

大規模地震による火災は、同時多発的に発生する可能性がある。そのため、火災による延焼の拡大を防止し、被害を最小限におさえるため、幅のある道路や河川、鉄道、緑地などの延焼遮断帯によりまちを分節化し、防火区画の形成を推進する。

(2) 避難場所等の確保【総括、応急復旧】

地震発生時に建物の倒壊や火災の発生などの危険を避けるため、学校や公園などで、災害時に安全が確保され、避難上有効な空間を有する場所の確保と整備を推進する。また、避難場所が不足する場合に備えて寺社や民間施設と連携しオープンスペースの確保を図る。

また、幅員が狭い道路が多い地区では、建物の倒壊などにより道路が閉塞し、避難行動への障害や消火・救助活動に影響を与える可能性があるため、狭あい道路の改善などにより道路空間の確保を図る。

(3) 共同溝の整備推進【応急復旧】

災害により電柱が倒れた場合には、建築物への被害だけでなく、道路封鎖により迅速な救助活動や緊急車両等の通行に支障をきたすことが想定される。電柱倒壊による二次被害の根絶とライフラインの早期復旧を行うため、共同溝の整備を図る。

(4) 海拔ゼロメートル地帯の対策【総括、応急復旧】

海拔ゼロメートル地帯は、地震による強震動により液状化現象が起きやすく、その後、堤防の沈下による浸水の発生などで長期間にわたり浸水が継続するおそれがある。このような地域の特殊事情を踏まえた「避難体制の構築」「避難路、避難場所等の整備」「耐震化」「液状化対策」などの地域ならではの防災・減災対策を促進する。

(5)緊急輸送道路の対策【応急復旧】

緊急輸送道路は震災時の消火や救助、救急救命活動、緊急物資の輸送に必要な道路です。そのため、国や県とともに市は橋梁の耐震補強や道路法面の崩落対策などを行うとともに、沿道建物の倒壊による道路閉塞を防止するための取り組みを行う。

2. 建築物の耐震不燃化の促進

(1)耐震化の推進【応急復旧】

建築物の耐震化促進について啓発を行うほか、病院、社会福祉施設、学校、劇場等多数の住民が集まる建築物及び事業所施設や地震時に通行を確保すべき道路として指定された緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物については、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の定期報告制度などを活用して指導を行う。

また、木造住宅については要綱に基づき、無料の耐震診断や補強・除却工事の補助金を交付し、木造住宅の耐震化を推進する。

(2)老朽木造密集市街地の対策【応急復旧】

老朽木造密集地域等の都市基盤未整備の市街地においては、地震発生時の建物の倒壊や火災の発生などにより、広範囲に被害が生じるおそれがある。地震による死傷者等の被害を最小限に抑えるため、建物の建替や耐震化、不燃化などを促進する。

(3)ブロック塀等の対策【応急復旧】

既存のブロック塀や石積み等の安全確保対策として点検など必要性を周知するとともに、築造時には建築基準法等による基準が遵守されるよう建築確認申請等にて指導を行う。

第6節 津波災害予防対策

本節では、津波が発生した場合に市民が安全に避難できるよう、津波からの避難に関する周知・啓発などの予防対策を定める。

活動項目	実施担当
1.津波避難対象区域の設定	総括チーム
2.海岸保全事業等の推進	応急復旧チーム 上下水道チーム
3.情報伝達体制の整備	総括チーム 受援情報チーム
4.避難に関する啓発	総括チーム
5.施設の避難対策	総括チーム 受援情報チーム 物資調達チーム 環境衛生チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム 医療保健チーム 応急復旧チーム 上下水道チーム 消防チーム
6.津波避難施設の確保	総括チーム
7.水門・樋門等の管理	応急復旧チーム 上下水チーム

1. 津波避難対象区域の設定【総括】

三重県が津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定に基づき、設定した津波浸水想定区域を、津波が発生し被害が想定される場合に避難する区域に設定する。

2. 海岸保全事業等の推進【応急復旧、上下水道】

各施設の管理者は、津波により生じる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な施設の補強や整備を推進する。また、津波による被害を防止・軽減するための防潮扉、水門、樋門等の管理及び迅速、的確な開閉に万全を期するほか、工事中のものも含め施設の被災を最小限に食いとめる措置を講じるよう努める。

3. 情報伝達体制の整備【総括、受援情報】

津波発生時の被害を最小限にするために、津波浸水想定区域内の市民等へ迅速な情報伝達による速やかな避難行動を促すため、多様な情報伝達体制の整備により、情報伝達に努める。また、観光地や漁港の管理者などに対し、情報伝達体制の確立を促すとともに、避難誘導看板の整備などを推進する。

- ・防災行政無線(サイレン)／緊急防災ラジオ／災害時緊急メール／LINE／X(旧 Twitter)
- ・緊急速報メール(エリアメール)／テレビ／ラジオ／防災アプリ

4. 避難に関する啓発【総括】

災害時に市民等が迅速かつ的確な避難行動をとれるよう、日頃から地震・津波に加え、南海トラフ地震臨時情報に関する知識の普及啓発を図る。また、ハザードマップを活用した訓練を推進するなど、津波浸水想定区域の周知を行う。

5. 施設の避難対策

【総括、受援情報、物資調達、環境衛生、避難所・教育、生活再建、医療保健、応急復旧、上下水道、消防】

津波浸水想定区域内に所在する市が管理する施設等では、各施設等において利用者、職員、その他施設に出入りする者の津波からの円滑な避難を確保のために必要な措置を行う。

- ・津波警報等が発表される前であっても、強い揺れ又は長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう、利用者等に伝える措置を講じる。
- ・利用者が多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとれるよう、適切な情報伝達の方法や避難誘導について措置を講じる。
- ・避難情報を伝達する場合、避難場所などの必要な情報も併せて伝達するよう準備を進める。
- ・施設の設備備品等の転倒・落下の防止対策を講じる。
- ・出火防止対策を講じる。
- ・消防用設備の点検・整備を進める。
- ・情報を入手するための機器の整備などを進める。

6. 津波避難施設の確保【総括】

地域の実情に応じ、短時間での避難が可能となるよう、民間施設などの活用を含めた避難関連施設等を確保し、津波避難対策を推進する。

- ・津波到達時間内に安全に避難できるよう、津波避難施設の確保、津波避難ビルの指定等により避難困難エリアの解消に努める。

7. 水門・樋門等の管理【応急復旧、上下水道】

河川海岸堤に囲まれた本市においては、水門等は災害防止に不可欠な重要な役割を担っている。そのため、市民の生命、財産等を守るため、津波が発生した場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理を行う。

【資料8-6 水門・樋門等一覧】

第7節 火災及び危険物の予防対策

活動項目	実施担当
1.火災予防対策 2.消防力の強化 3.自衛消防力の強化育成 4.危険物の災害予防 5.放射性物質の災害予防 6.毒物・劇物等の災害予防 7.高圧ガスの災害予防	消防チーム
8.林野火災予防計画	応急復旧チーム

1. 火災予防対策

火災は年々多種多様化し、かつ、その被害の規模態様も複雑化している。このため各種火災の発生を未然に防止するとともに、被害の拡大防止を図るため火災の予防対策を樹立し推進する。

(1)防火管理制度の徹底【消防】

防火対象物の関係者に対し、火気の正しい使用及び消防用設備等の点検、整備など徹底した防火管理を指導する。また、消防法第8条に規定する学校、病院、工場等防火対象物については、外部の指定講習機関が実施する防火管理講習の受講を促すとともに、当該防火対象物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検・報告義務の周知などの防火管理者による自主防火管理の強化を図る。

(2)住宅防火対策の推進【消防】

一般住宅等における火災の未然予防及び火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気取扱いの指導、住宅用消火器や防災品といった住宅用防災機器等のほか、震災時の電気火災対策に効果的な感震ブレーカーの普及促進などの住宅防火対策を推進する。

(3)火災予防査察の強化【消防】

消防法第4条及び第16条の5の規定により、防火対象物及び危険物施設等に立ち入り、位置、構造、設備その他管理の状況について検査を実施して火災、人命の危険を排除するとともに自主防火体制の確立を図る。

(4)火災予防運動等の実施【消防】

市民に対して火災予防思想の普及高揚を図るとともに、防火対象物等の防火管理、点検を確実に実施させ、火災予防の徹底を期するため、春秋2回の火災予防運動、危険物安全週間、文化財防火デー、防災の日、年末年始の特別警戒等各種運動を強力に推進する。

2. 消防力の強化

(1)公設消防力の強化【消防】

次により市の消防力の強化に努める。

ア 消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」(平成 12 年消防庁告示第1号)に沿って消防組織の整備充実を図る。また、消防団員の数は減少の傾向にあるので、これを補充増強するため消防団員確保対策を立てるほか、教育訓練の機会を拡充し資質の向上を図り、青年、女性層の参加を促進するなど消防団員組織の活性化を推進する。

イ 消防教育訓練の充実

ウ 消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る。また、平成 25 年度に三重県が公表した南海トラフ地震における桑名市の津波被害想定において、現在の消防本部庁舎付近は2mから5m位の津波浸水地域に指定されていることから、災害時には、消防本部の機能が失われ、市民の安全安心の確保が困難になり、現場活動の指揮統制が出来なくなる。このことから、令和7年6月2日から消防本部庁舎を高台へ移転し、災害対策の拠点となる施設の安全性を確保した。

3. 自衛消防力の強化育成【消防】

建築物の高層化・大型化及び特殊化が進展しており、災害時には複雑かつ多様な危険が想定されるため、消防機関を通じて、防火対象物(消防法第8条に規定するもの)の関係者に対し、防火管理制度の徹底と結びつけて、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図る。

4. 危険物の災害予防

(1)危険物施設に対する指導【消防】

危険物施設に対しては、立入検査を実施して、位置・構造・設備の技術上の基準及び貯蔵取扱い基準を的確に遵守させるとともに、災害防止の徹底を図る。また、危険物取扱者を含めた危険物施設の関係者に対しては保安教育を通じて危険物火災防止の指導に努める。

(2)移動タンク貯蔵所等に対する指導【消防】

移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の管理者及び運転者に対し移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、警察機関と共に立入検査を実施し、運転者への直接指導を行う。

5. 放射性物質の災害予防【消防】

災害時における放射性物質による被ばく等の被害に対処するため、施設の設置場所及び使用状況の把握に努める。

6. 毒物・劇物等の災害予防【消防】

災害時における毒物・劇物による危害を防止するため、毒劇物の貯蔵、取扱いの実態把握に努める。

7. 高圧ガスの災害予防

ガス災害を未然に防止し、地域住民の安全確保を図るため、市内の液化石油ガスの製造、供給及び消費施設に加え、都市ガス供給施設等を含むガス関連施設における予防対策を確立し、発災に備え、防災関係機関の相互連絡、協力活動体制を整備強化する。

(1)共同点検の実施【消防】

ガス事業者は、消防、警察機関が実施するガス施設の立入検査について協力する。

(2)資料の提供【消防】

ガス事業者は、集合供給施設及び大型企業、地階、中高層建築物等並びに不特定多数が出入りする建築物で、関係機関が必要と認める場所におけるガス導管及び遮断装置の設置状況及び場所を示す図面並びに保安規程、その細則、その他の資料で防災活動上必要なものを、必要とする関係機関に提出する。各関係機関は、ガス漏えい防除に必要な施設及び資機材等の資料を相互に交換する。

(3)広報の実施【消防】

ガス事業者は、消費者に対しガスの使用に伴う危険の発生防止のため、必要な措置を記した広報パンフレットを配布する。

8. 林野火災予防計画

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末が原因となることが多い。一度林野火災が発生すると、消火活動が極めて困難なため貴重な森林資源をいたずらに焼失するおそれがあるので、林野火災の防止については万全を期する。

(1)林野所有(管理)者への指導【応急復旧】

市長は林野火災予防のため、林野所有(管理)者に対し、次の事項について指導を行う。

ア 防火線、防火樹帯の設置及び造林地に防火樹の導入

イ 自然水利の活用等による防火用水の確保

ウ 事業地の防火措置の明確化

エ 火入れにあたっては、桑名市火入れに関する条例に基づくほか、消防との連絡体制の確立

- オ 火災多発期(12月～3月)における見回りの強化
- カ 林野火災対策用資機材の整備

(2)監視体制の確立【応急復旧】

林野火災防止のため、林業普及指導員等と連携を図り、火気の早期発見と迅速な通報の行える体制の確立に努める。特に、火災警報発令時においては、桑名市火災予防条例の定めるところにより、市及び林野の所有(管理)者は、火の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進する。

(3)防災知識の普及【応急復旧】

関係機関の協力を得て、市民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災知識の普及を図る。なお、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林保全巡視を通じた指導や「火気取扱い注意の掲示」、「キャンプ地等の指定炊飯場所の設置」等の措置を講ずる。

第8節 医療体制の整備

大規模災害発生時の医療救護需要は、極めて多量で広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されることから、応急医療体制の整備が極めて重要となる。そのため、医療体制、医薬品等の確保及び広域的救護活動について調整しておく必要があることを本節に定める。

活動項目	実施担当
1.医療体制の整備 2.医薬品等の確保	医療保健チーム

1. 医療体制の整備【医療保健】

- ア 災害発生時における医療機関の被災状況や稼働状況などについて、「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」などにより的確な災害医療情報の把握を行うと共に、(一社)桑名医師会等の医療機関との連携強化を図る。
- イ 医療機関の被害も予想され、負傷者が多数で収容できない場合を想定し、医療救護所の設置、救護班の編成について定める。
- ウ 患者搬送手段の確保や医師、看護師等の不足する人員を補充する支援体制について、県、桑名保健所、消防、警察、自衛隊、近隣市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、ボランティア団体等と広域的な連携を図る。
- エ 後方医療体制の整備
災害時多くの人命の救助、医療救護を可能にするため、医療救護所等におけるトリアージやその度合に応じた医療機関への搬送等を迅速かつ的確に行える連携体制及び救急病院等の医療機関の役割分担の整備を図る。
- オ 医療救護所
医療救護所の開設場所は各中学校、義務教育学校と桑名市防災拠点施設を想定する。ただし、被災の状況により開設場所を変更する場合は、関係機関及び市民に周知を行う。

2. 医薬品等の確保【医療保健】

災害直後の初動期においては、外科的治療に用いられる医薬品等の需要が増大するため、災害時に必要な医薬品、衛生材料等が円滑に供給できるよう、県を含む防災関係機関と連携を図る。また、他都道府県や他市区町村からの援助物資(医薬品等)の活用を図るため、その受入れ体制及び供給体制の整備を図る。

第9節 公共施設・ライフライン施設の対策

大災害発生時における道路、河川、鉄道、電気、電話、上下水道等の公共施設・ライフライン施設の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせたりする原因となる。したがって、これらの施設については速やかな災害復旧はもとより、事前の予防措置を講ずることが必要である。このため、各公共施設管理者は、代替施設の確保、施設の多重化等を図り、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずる。

活動項目	実施担当
1.道路 2.河川護岸施設 3.公園	応急復旧チーム
4.鉄道施設	
5.水道施設 6.下水道施設	上下水道チーム
7.電気施設	
8.ガス施設	
9.電気通信施設	
10.ヘリポートの整備	総括チーム

1. 道路【応急復旧】

災害時における円滑な交通を確保するため、危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し、特に緊急度の高いものから防災対策に努めるほか、道路パトロール、維持修繕等により、交通の円滑化を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 緊急輸送道路については、国、県等に要望し、整備・拡幅の推進を図り、緊急輸送路の機能強化を進める。また、国道、県道に接続する幹線市道についても同様に整備・拡幅を促進する。
- ・ 消防活動や避難等の円滑化を図るため、防災に役立つ市道の整備を進める。また、都市計画事業により住宅密集地には延焼遮断帯を兼ねた幹線市道の整備を進める。
- ・ 消防活動や避難等の円滑化を図るため、狭あい道路事業を促進する。
- ・ 市及び電線事業者は、電柱の倒壊による車両通行機能の阻害を防止するため、緊急輸送路を中心に無電柱化の整備を進める。

【資料7-2 緊急輸送道路ネットワーク図】

2. 河川護岸施設【応急復旧】

被害の発生を防止し、又は被害の拡大を防止するため、緊急度の高い箇所及び治水上改修効果の大きい箇所から、河川改修事業を国・県に要望するとともに、市管理河川の改修整備に努め治水対策を図る。なお、災害危険区域は、国及び三重県の水防計画に掲げる重要水防区域とする。

3. 公園【応急復旧】

市は、災害時の避難場所又は避難路のほか、火災の延焼阻止空間、救援活動拠点、応急仮設住宅用地等の役割を担うことを想定して、まとまった土地の利用転換などの機会を捉えて用地を確保し、防災機能を備えた都市公園の整備及び適切な維持管理を進める。

4. 鉄道施設

鉄道は、市民生活を支える重要な都市インフラであり、災害時には人員及び物資の輸送路としての役割を担うことが想定されます。そのため鉄道事業者【東海旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱、近畿日本鉄道㈱、三岐鉄道㈱、養老鉄道㈱】は早期の再開を図るため、社内規程とともに次の措置に努めます。

- ・ 鉄道事業者は、鉄道施設・構造物の防災強度を確保するよう整備を図るとともに、維持点検に努めます。
- ・ 鉄道事業者は、情報連絡体制及び通信手段の整備、訓練実施など安全対策に努めます。

5. 水道施設【上下水道】

災害による施設故障や漏水に伴う影響を最小限に抑え、早期に復旧するため、配水管のループ化に加え、次の措置を講ずる。

- ・ 指針に基づき、安全な設計及び施工を行い、適切な保守・点検を行うことにより施設の安全性を確保する。
- ・ 構造物（浄水場、配水池、ポンプ場等）、導水施設、送配水施設並びに管路の耐震化を促進する。また、水管橋の津波対策について検討を進める。
- ・ 迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、施設管理用図書の適切な整備、保管に努める。
- ・ 被災後には水道施設の点検整備とともに、応急給水栓の整備ができるよう、平常時より応急給水用資機材を準備する。また、必要な人員の配備等検討し応急給水・復旧体制の整備を行う。
- ・ 早期の飲料水の供給、水道施設の復旧等を図るため、協定の締結を促進する。
- ・ 配水場や耐震性貯水槽など貯水機能のある災害時給水拠点の整備を促進する。

6. 下水道施設【上下水道】

災害時においても、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 指針に基づき、安全な設計及び施工を行い、適切な保守・点検を行うことにより施設の安全性を確保する。
- ・ 自家発電装置や設備の二重化など、バックアップ施設の整備を行い、災害に強い下水道の整備を図る。
- ・ 管渠や処理に必要な最低限の機能確保に必要な構造物及び主要な機械設備などの耐震化並びに耐震補強等を図る。
- ・ 迅速かつ円滑な復旧活動を行うため、施設管理用図書の適切な整備、保管に努める。
- ・ 管渠の損壊等による下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保体制を整える。

- ・ 敷設するマンホールなどの浮上防止対策を図り、交通機能確保を図る。
- ・ ポンプ場については最大クラスの津波や降雨による洪水に対して、主要な部分への浸水対策を行い、必要最低限の処理機能の維持を図る。
- ・ 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、相互応援体制を整備する。

7. 電気施設

電力の供給施設は社会生活の維持を図るための重要なインフラです。そのため中部電力パワーグリッド(株)は電力施設の被害防止と電力供給の早期再開を図るため、社内規程とともに次の措置に努めます。

(1)設備面の対策

- ・ 過去に発生した災害による被害の実態を考慮し、各設備の被害防止策を実施する。
- ・ 電力供給設備の巡視、点検を行い、保安の確保を図る。

(2)災害発生を想定した事前準備

- ・ 防災関連マニュアルの点検、整備を行い、防災体制の充実を図る。また、社内防災訓練を実施するとともに、自治体が行う訓練へ参加する。
- ・ 復旧用資機材、通信機器、車両等の整備・確保を行う。
- ・ 自治体や警察との連携を図り、緊急車両の通行やヘリコプターの緊急手配等に備える。
- ・ 災害による感電事故等、二次災害を未然に防止するための広報活動を行う。
- ・ 県と協力して、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、連携体制を協議しておく。

(3)復旧体制の整備

- ・ 関係会社等との連携、協調による応援体制を整備する。
- ・ 関係機関との協力応援体制を整備する。

8. ガス施設

(1)都市ガス

ガスの供給施設は社会生活の維持を図るための重要なインフラです。東邦ガスネットワーク(株)は、ガス施設の被害防止及び二次災害の防止、ガス供給の早期再開を図るため、社内規程とともに次の措置に努めます。

- ・ 主要設備の耐震化を進め、被害を最小限に抑えるとともに、大規模なガス漏えい等の防止に努めます。
- ・ 臨時供給のための移動式ガス設備などの代替施設の整備に努めます。
- ・ 災害時は、ガス供給を停止するなどし、二次災害の防止に備えます。
- ・ 災害時の復旧作業における、相互応援体制の強化に努めます。
- ・ 災害時の情報伝達など、市が実施する地震防災訓練に参加します。

(2)LP ガス

ガスの供給は社会生活の維持に図るための重要なインフラです。LP ガス販売事業者は、災害発生時の被害防止のため、社内規程とともに次の措置に努めます。

- ・ 容器の転倒防止用鎖の点検交換を行うとともに安全性機器の設置促進に努めます。
- ・ 災害発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行います。
- ・ 販売事業者相互の応援体制を強化に努めます。

9. 電気通信施設

災害時の安否確認、緊急通報、情報収集などの行動には通信の確保は必要不可欠です。電気通信事業者【NTT 西日本(株)、(株)NTT ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】は、通信施設の被害防止と通信環境の早期再開を図るため、社内規程とともに次の措置に努めます。

- ・ 耐災害性(耐震構造、浸水予防又は浸水を想定した措置等)を考慮した通信設備等の整備に努めます。
- ・ 災害時における通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、通信網を整備に努めるとともに、通信ケーブルの地中化(とう道網の整備等)や移動基地局の設置などにより、通信の確保に努めます。
- ・ 停電に備え、予備電源、蓄電池、非常用発電機及び移動電源車の配備、発電機燃料の供給体制の確保等に努めます。
- ・ 指定避難所等への特設公衆電話の事前設置に努めます。
- ・ 災害時の復旧作業における、相互応援体制の強化に努めます。
- ・ 災害時の情報連絡など、市が実施する地震防災訓練に参加します。

【資料 5-11 特設公衆電話設置箇所一覧】

10. ヘリポートの整備【総括】

災害時には陸上交通網が途絶することが想定される。そのため、災害対応活動を円滑に推進するため、緊急用のヘリポートとして臨時ヘリポートを確保することは不可欠であり、事前に場所や規模などを検討し、確保に努める。

【資料7-1 臨時ヘリポート一覧】

第10節 学校(園)等の対策

本節では、災害発生時の児童生徒及び教職員の安全確保や適切な避難行動、並びに文化財の保護について、その対策を定める。

活動項目	実施担当
1.防災上必要な体制の整備	避難所・教育チーム 医療保健チーム
2.登下校時の安全確保	
3.施設の安全対策	
4.学校における防災教育	避難所・教育チーム
5.文化財の被害防止対策	物資調達チーム

1. 防災上必要な体制の整備【避難所・教育、医療保健】

各学校(園)は、災害発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう、教職員等の任務の分担や相互連携体制の整備などの強化に努める

- ・ 災害時には、各学校と周辺施設との連携が必要となることから、幼稚園、保育所、まちづくり拠点施設なども含めた連絡体制の構築を推進する。また、災害時に情報通信機器を使用できるよう、防災訓練や定期的な研修を行う。
- ・ 各学校(園)は、平常時から、災害時に避難所となることを想定して備える。また、避難所運営や負傷者の応急救護などについて、地域団体と協力して行うため、平常時から運営訓練等に参加するなど、災害時に備える。
- ・ 各学校は、災害時における児童生徒の学習の場を確保するため、避難所として解放する教室・体育館などをあらかじめ決めるなどの体制を整備する。
- ・ 避難所での軽傷者対応のため、応急手当程度の用品を保健室に整備する。また、医療救護隊の診療スペース(保健室等)や感染症に備えた隔離スペース等もあらかじめ確保する。

2. 登下校時の安全確保【避難所・教育、医療保健】

各学校(園)は、登下校時の園児、児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、園児、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、通学路の安全点検及びその他登下校時の危険を回避するためのマニュアルなどを策定するとともに、あらかじめ教職員、園児、児童生徒、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

3. 施設の安全対策【避難所・教育、医療保健】

各学校(園)は、園児、児童生徒等の安全を確保し、施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び補強箇所の早期発見に努め、これらの補強改修を図る。

- ・ 各学校は、校舎・体育館の窓ガラスへの飛散防止フィルム貼付、実験・実習で用いる薬品・危険物等の管理徹底、教材・備品等の転倒落下防止等の安全措置を講じる。

- ・各学校は、貯水槽での貯水を可能な限り行う。

4. 学校における防災教育【避難所・教育】

防災教育は命を守ることを学ぶことです。そのために、自然災害の発生メカニズムをはじめ、地域の自然環境や災害、防災に関する正しい知識や災害時に危険を認識し、状況に応じた適切な判断の下、自ら安全を確保するための行動を身に付ける必要がある。また、災害発生後にはすすんでほかの人や地域の安全に貢献できるようになることも大切です。このことを踏まえ、地域の特性や児童生徒の発達の段階に応じた防災教育の実施を行う。

5. 文化財の被害防止対策【物資調達】

文化財の被害を未然に防止し、また、文化財の被害拡大を防止するため、関係機関と連携をとり、文化財の所有者・管理者・管理団体に保存管理に万全を期するよう指導、助言する。

第11節 防災・減災の取組み

本節では、防災体制の強化や地域防災力を高めるための取組み、防災意識を高めるための取組みなど、防災・減災の基本的な取組みに関する事項について定める。

活動項目	実施担当
1.防災体制強化の取組み 2.地域防災力向上の取組み 3.防災意識向上の取組み	総括チーム
4.防災営農計画	応急復旧チーム

1. 防災体制強化の取組み【総括】

大規模災害時には、市外からの救援物資等を受け入れ、集積・配送・一時保管する機能が必要となる。そのため、これらの機能を有する防災拠点を経理的要件や輸送道路の点から星見ヶ丘に建設した。引き続き、拠点施設としての機能を強化し、的確に運用することで、被害の極小化を図る。

また、災害時に市の災害対策の中核となる市役所の代替施設として、消防庁舎等複合施設「クワナビスタ」を想定し迅速な災害対応を図る。

2. 地域防災力向上の取組み

地域団体及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割の重要性を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努める。また、各団体の相互協力が行えるための体制整備も促進する。

(1)自主防災組織の役割【総括】

自主防災組織は、地域において組織的かつ実効性のある防災活動を実施するための組織であり、平常時や災害時には、次のような活動が求められる。

ア 平常時

災害による被害を軽減するため、防災訓練の実施や防災資機材等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築などの予防的な活動を行う。

イ 災害時

地域の特性や災害の状況に応じて、以下のような活動を行う。

- ・ 避難誘導活動
- ・ 救出救護活動
- ・ 初期消火活動
- ・ 要配慮者支援活動
- ・ 避難所運営活動 等

(2)自主防災組織の結成促進と支援【総括】

市は、自治会等を基本とした自主防災組織の結成に努めており、引き続き、地域特性に応じた防災活動を実施する組織の結成を促進する。また、活動を支援するため防災用品の購入や訓練の助成を行うほか、防災訓練や研修会を行い、災害時に円滑な活動ができるよう支援を行う。

(3)地区防災計画【総括】

地区居住者等は、災害対策基本法第 42 条の2に基づき、当該地区における地区防災計画を本計画に定めることを、防災会議に提案することができる。この場合において、地区居住者等は、本計画の修正時及び日頃の防災活動等を通じて、策定した地区防災計画の点検及び更新に努める。

(4)消防団の役割【総括】

消防団は、火災及びその他の災害から地域を守るため、組織的かつ実効性のある防災活動を実施するための組織であり、平常時や災害時には、次のような活動が求められる。

ア 平常時

災害による被害を軽減するため、必要な知識の習得や防災訓練への協力などの予防的な活動を行う。

イ 災害時

地域の特性や災害の状況に応じて、以下のような活動を行う。

- ・ 避難誘導活動
- ・ 救出救護活動
- ・ 初期消火活動
- ・ 要配慮者支援活動

(5)事業者による対策の推進【総括】

大規模災害時には、地域と共に事業者も大きな被害を受けることが想定される。そのため、市は事業者が従業員はもとより利用者等の安全も守ることができるよう自主防災体制の構築や業務を継続するため計画作成の支援を行う。また、事業者が地域の一員として平時から地域と連携を図り、災害時には積極的に地域へ貢献できる支援も行う。

市は、事業者による自衛消防組織の設置を促進する。また、自衛消防組織の充実強化が図れるよう、事業所の規模に応じて、自衛消防隊員の知識・技術向上、資機材の整備及び事業所等の施設及び人員を活用した地域への支援等について指導する。

3. 防災意識向上の取組み

防災・減災の取り組みを進めるうえで非常に重要な、防災意識の向上を図る。

(1) 防災意識の啓発【総括】

防災ガイドブックを作成・配信し、以下の内容の理解を深めてもらう啓発を行う。

- ・ 桑名市で起こる災害の特徴
- ・ ハザードを踏まえた適切な避難行動
- ・ 情報収集や安否確認の手段
- ・ 各自の必要な備蓄
- ・ 災害や避難生活に関する知識
- ・ 要配慮者等に配慮した避難所運営方法
- ・ 「パイアス」に関する知識など

(2) 浸水想定区域等の啓発【総括】

市は、洪水・高潮・土砂災害・津波・ため池のハザードマップと液状化危険度マップを作成し、様々な方法で発信する。

ア 洪水ハザードマップ

洪水・土砂災害ハザードマップの中で、浸水想定区域と浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間、避難所などの必要な情報を図示し、これらの情報を市ホームページ等でも配信し、広く情報を発信する。

イ 高潮ハザードマップ

高潮ハザードマップの中で、想定最大の高潮が発生した時の浸水想定区域と浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間、避難所などの必要な情報を図示し、これらの情報を市ホームページ等でも配信し、広く情報を発信する。

ウ 土砂ハザードマップ

洪水・土砂災害ハザードマップの中で、土砂災害警戒区域等の情報を図示し、これらの情報を市ホームページ等でも配信し、広く情報を発信する。

三重県が新たに土砂災害警戒区域の指定を行った場合は、当該地区ごとにハザードマップや土砂災害に関する情報の伝達方法、避難先に関する情報などを作成し、配布するほか、市ホームページに掲載するなど周知を行う。

エ 内水ハザードマップ

内水浸水想定区域が作成されたのち、ハザードマップを作成し、これらの情報を市ホームページ等でも配信し、広く情報を発信する。

オ 津波ハザードマップ

津波ハザードマップの中で、想定最大の津波が発生した時の浸水想定区域と浸水した場合に想定される水深、避難所などの必要な情報を図示し、これらの情報を市ホームページ等でも配信し、広く情報を発信する。

カ ため池ハザードマップ

ため池ハザードマップの中で、大雨や大規模な地震によってため池の堤防が万が一決壊した時の浸水想定区域を図示し、これらの情報を市ホームページ等でも配信し、広く情報を発信する。

キ 液状化危険度マップ

液状化危険度マップは理論上最大クラスの南海トラフ地震を対象に液状化の危険度を予測し図示したもので、これらの情報を市ホームページ等でも配信し、広く情報を発信する。

(3) 多様な主体の参画【総括】

市は、誰もが、また、様々な主体が、自助及び共助の取組に参画し、災害時の被害を軽減できるよう、必要な配慮及び適切な働きかけを行う。また、災害時における個々のニーズ(性別、配慮事項等)の違いに配慮した研修・訓練の実施、若年者の参加促進による地域防災の担い手育成、女性の防災リーダーの育成、自主防災組織などへの女性の参画促進等に努める。

4. 防災営農計画

(1) 風水害及び病虫害防除対策【応急復旧】

国の農業技術の基本方針を参考に、災害に対応した防災技術指針を、関係農業団体等を通して普及する。病虫害防除に備え、三重北農業協同組合と連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保に努める。

(2) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策【応急復旧】

北勢家畜保健衛生所とともに災害時に多発が予想される家畜伝染病の調査を行い、県、三重県農業共済組合及び獣医師会の協力のもと、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のために必要な措置(検査、注射、消毒等)に万全を期するほか、三重北農業協同組合等農業団体の関係職員等に対し必要な技術の伝達指導を行う。

第12節 避難所運営体制の整備

本節では、過去の大震災での経緯を踏まえ、市、地域団体、避難者、施設管理者等が連携し、避難所の運営を行う体制を整備する。また、災害の種別に応じた避難所の整備とともに、支援体制の強化、避難所の確保に努める。

活動項目	実施担当
1.避難所開設体制の確保	避難所・教育チーム
2.避難所運営体制の整備	総括チーム 避難所・教育チーム 応急復旧チーム

1. 避難所開設体制の確保【避難所・教育】

災害時に避難所の開設を迅速に行うための体制を構築する。

【風水害時】

風水害時は気象や災害の状況を災対本部が判断し、開設する避難所を決定する。平日の日中は施設管理者が開設することになり、夜間・休日における避難所の開設については職員または施設管理者が行う。

【津波災害時】

津波避難ビルに指定されている施設・学校については、夜間・休日の津波避難対策として、入口等付近に地震自動解錠ボックスを設置している。ボックスは震度5弱以上の揺れを感知した場合、自動的に解錠されるため、避難者はボックス内の鍵を使用し、施設・学校の解錠を行い、津波の浸水しない上階へ避難することとしている。なお、平日の日中に津波が発生した場合は、津波避難ビルに指定されている施設・学校の職員・教員が、避難場所として使用する場所と入口を解錠し、津波浸水区域外に避難する対応を取る。

2. 避難所運営体制の整備

(1)避難所運営の基本方針【避難所・教育】

- ・避難所は、地域団体及び避難者、職員、施設管理者がそれぞれの役割を果たし、協働し運営する。
- ・避難生活の長期化に備え、避難所の中に避難者等で構成される「避難所運営委員会」を立ち上げ、委員会による自主的な運営体制への早期移行を図る。なお、委員の構成については、様々な立場の人が参画できるよう十分に配慮する。
- ・避難所運営においては、被災者の多様性などによるニーズの違い、避難者の健康管理やプライバシーの確保に配慮する。

その他、詳細は避難所運営マニュアルを参照して運営するものとする。

(2)市の体制整備【総括、避難所・教育、応急復旧】

- ・迅速に職員を派遣し、初期の避難所の開設・運営に当たらせるため、職員の派遣体制を整備する。
- ・避難所の開設・運営に関する研修や訓練を計画的に実施し、職員の運営能力の強化を図る。
- ・避難所への非常用電源及び通信機器の整備を進め、避難所と災対本部間の情報連携体制の強化を図る。
- ・迅速に避難所の応急危険度判定等ができるよう、体制を整備するとともに、専門家との協定締結を進める。
- ・応急危険度判定等の前に緊急的に避難所の開設を行う際の簡易判定の「建物被災状況チェックシート」を作成し、避難所等で保管する。また併せて、チェック方法や注意点について職員や市民への周知を図る。
- ・学校等の施設管理者は、市や地域団体との協議を踏まえ、避難所としての受け入れ区域を定める。
- ・職員は地域が企画する防災訓練に積極的に参加し、地域団体や施設管理者との連携強化に努める。
- ・避難所運営に関する協議や訓練を通じて、避難所運営マニュアルの定期的な見直しを図る。

第13節 要配慮者対策の推進

本節では、要配慮者の安全を確保するための予防措置について定める。

活動項目	実施担当
1.在宅の高齢者及び障がい者等に対する対策	総括チーム 避難所・教育チーム 医療保健チーム
2.要配慮者利用施設の利用者に対する対策	総括チーム 避難所・教育チーム 生活再建チーム 医療保健チーム
3.妊産婦・乳幼児に対する対策	医療保健チーム
4.外国人に対する対策	総括チーム 受援情報チーム
5.福祉避難所の指定	総括チーム

1. 在宅の高齢者及び障がい者等に対する対策

避難行動要支援者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときに、災害情報の入手が困難、若しくは自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るためには特別な支援を要することから、必要な支援対策を講じる。

(1)避難行動要支援者の要件【総括】

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下のいずれかに該当する者で【除外要件】を除いた者とする。

- ア 介護保険法の要介護認定で、要介護3、要介護4又は要介護5の認定を受けている者
- イ 身体障害者福祉法の規定により、障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が下記のいずれかを満たす者
 - ・肢体(上肢又は移動機能)が1級又は2級
 - ・視覚、聴覚、平衡機能、肢体(下肢又は体幹)又は呼吸器機能が1級、2級又は3級
- ウ 療育手帳制度要綱の規定により、療育手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が A1 又は A2 である者
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級である者
- オ 75 歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- カ 支援が必要として本人等からの申出があった者

【除外要件】

- ・ 自力で避難することが可能である者
- ・ 同居者がおり、常に避難支援を受けられる者
- ・ 医療機関又は施設等に入院・入所している者

(2)避難行動要支援者名簿の整備【総括】

基本法第 49 条の 10 に基づき、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、必要な措置を実施するための基礎となる名簿を整備する。

ア 名簿の作成・更新

- ①名簿の作成に必要な限度で、市の保有する氏名その他の情報の提供を関係部局に求めるほか、避難行動要支援者に対しても名簿作成に必要な事項の提供を求める。また、名簿の作成に必要があると認めるときは、法の規定に基づき、関係都道府県知事その他の者に対し、保有する避難行動要支援者に関する情報の提供を求める。
- ②名簿の記載事項は、避難行動要支援者に関する次の情報を掲載する。
 - ・氏名
 - ・生年月日
 - ・性別
 - ・住所又は居所
 - ・電話番号その他の連絡先
 - ・避難支援等を必要とする事由
 - ・その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項
- ③避難行動要支援者の状態調査を定期的の実施し、名簿情報を更新するとともに、対象者の追加・削除を行うなど名簿の適切な管理を行う。

イ 名簿情報の提供

- ①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者のほか災害発生後に被災地に派遣された自衛隊の部隊や他の都道府県からの応援部隊等に名簿情報の提供を行う。(基本法第 49 条の11第3項)
- ②災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿の提供を行う。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られた場合に限る。(基本法第 49 条の11第2項)

ウ 避難支援等関係者

避難支援等関係者は、次のとおりとする。

自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、消防団、桑名市社会福祉協議会、警察署のほか避難支援に適した者等

エ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿の作成、管理、平常時並びに災害発生時における名簿の提供に際しては、個人情報保護法及び市個人情報保護条例の規定に基づき、適切な情報の管理を行う。

また、名簿情報の提供に際して、市は、避難支援等関係者に個人情報の取扱いについて周知するなど、個人情報の保護に努める。

オ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人及び家族等の安全確保を最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を実施するものである。そのため、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認や避難誘導などの支援が困難になるおそれがあることに十分に理解を得るよう、あらかじめ様々な機会を通じて避難行動要支援者に周知を図る。

(3)個別避難計画の整備【総括、避難所・教育、医療保健】

基本法第49条の14に基づき、避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画として個別避難計画の作成に努める。

ア 計画の作成・更新

①計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意を得ることとする。

②計画の記載事項は、避難行動要支援者に関する次の情報を掲載する。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事由
- ・避難支援等実施者の氏名(名称)、住所(居所)及び電話番号その他連絡先
- ・避難所または避難場所及び避難経路
- ・避難支援等実施に関し市長が必要と認める事項

③避難行動要支援者の状態調査を定期的実施し、計画を更新するなど計画の適切な管理を行う。

イ 計画情報の提供

①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意の有無にかかわらず、個別避難計画情報を避難支援等関係者等に提供をする。(基本法第49条の15第3項)

②災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に計画情報を提供する。ただし、個別避難計画を提供することについて避難行動要支援者及び避難支援等実施者

の同意が得られた場合に限る。(基本法第 49 条の15第2項)

ウ 避難支援等関係者

避難行動要支援者名簿と同様。

エ 個別避難計画の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

避難行動要支援者名簿と同様。

オ 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者名簿と同様。

(4)避難行動要支援者への啓発と伝達【総括】

避難行動要支援者に対し、災害時の対応方法等についての情報を提供するなどし、防災意識の啓発に努める。また、災害時の情報伝達については早い段階での避難行動が促進できるよう、分かりやすい言葉や表現などにより一人ひとりに的確に伝わるよう特に配慮し、多様な伝達手段で情報を伝達する。

2. 要配慮者利用施設の利用者に対する対策【総括、避難所・教育、生活再建、医療保健】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は災害時における入所者・通所者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、災害の区分に応じた避難確保計画を作成し、定期的に訓練を行う。

市は避難確保計画の作成と訓練検証に伴う計画の修正を働きかけるとともに、各施設の所管においては、指導監査等の際に点検を行う。

【資料5-1 要配慮者利用施設(洪水)一覧】

【資料5-2 要配慮者利用施設(高潮)一覧】

【資料5-3 要配慮者利用施設(土砂災害)一覧】

【資料5-4 要配慮者利用施設等(内水)一覧】

3. 妊産婦・乳幼児に対する対策【医療保健】

市は妊産婦や乳幼児のいる家庭に対し、災害時の避難方法や家庭での備蓄など、日頃から心がけておくことが必要な対応について情報を提供し、防災意識の啓発に努める。また、発災時における妊産婦等の円滑な避難支援のため、福祉避難所への移送対象者の選定方法や具体的な受入れ調整、福祉避難所の運営体制などについて定めたガイドラインなどの作成に努める。

4. 外国人に対する対策

市は災害時の外国人への対応が円滑に行われるよう、意識啓発や体制整備に努める。

(1)災害関連情報の広報【受援情報】

災害に関する情報を提供する際は、分かりやすい日本語での表現に努める。また、必要に応じて、通訳・翻訳ボランティアと連携を図り、外国語による情報の提供に努める。また、多言語版の災害時

緊急メールやみえ防災ナビへの登録推進を図り、迅速かつ正確な情報提供に努める。

(2)避難場所等の周知【総括】

外国語対応の防災マップの作成や避難場所等までの案内看板等に外国語を併記するなど、外国人に対して避難場所等の周知を図る。

(3)防災意識の啓発【総括】

地域の防災訓練への外国人の積極的な参加を促すため、外国人や学校、企業等へ働きかけるとともに、様々な媒体で防災や安全に関する情報を提供することにより、防災意識を高める。

5. 福祉避難所の指定【総括】

心身の健康状態や障害等により指定避難所等において生活が続けることが困難な避難者に対して必要な生活支援を行うため、施設がバリアフリー化されているなど利用に適する社会福祉施設等を、福祉避難所として指定して、これらの避難者を二次的に受け入れる。

また、指定避難所においても要配慮者の生活に支障がないよう福祉的な仕様を施した設備の整備に努める。

【資料5-10 福祉避難所一覧】

第14節 備蓄物資確保体制の整備

大規模災害時には、被災者の生活を支援するために、食料、飲料水、生活必需品などの物資を迅速に提供することが重要となる。本節では、災害時における必要な物資や資機材の確保及び輸送体制の整備について定める。

活動項目	実施担当
1.市民や事業所等における備蓄の推進 2.公的備蓄の推進 3. 協定等による流通備蓄の推進 3.輸送体制の構築 4.職員備蓄	総括チーム

1. 市民や事業所等における備蓄の推進

(1)家庭での備蓄【総括】

大規模災害発生時には、都市機能の停止や流通機能の混乱が想定されることから、各家庭において最低でも3日分、できれば一週間分の食料、飲料水、最低限の生活物資及び医薬品などをローリングストックにより備えることが必要である。また、日常的に医療用機器を使用している人などにあつては、外部バッテリーなどの必要となる機器も準備しておくことが必要である。

市は、家庭内の備蓄について、あらゆる機会をとらえて啓発に努め、家庭内備蓄の推進を図る。

(2)事業所での備蓄【総括】

大規模災害時に公共交通機関が途絶した場合、利用者や社員の中から帰宅困難者が発生するおそれがある。そのため、事業所においては、あらかじめ帰宅困難者を想定した緊急対応措置を考慮し備蓄の推進を図る必要がある。

また、大規模災害により食料や飲料水等の供給に混乱が生じると推測されることを踏まえ、周辺住民の生活安定のため自らの社会的責任を認識し、それぞれが備蓄する食料や飲料水等の供給に可能な範囲で協力する。

市は、事業所の備蓄について、あらゆる機会をとらえて啓発に努め、事業所の備蓄推進を図る。

2. 公的備蓄の推進

災害発生の直後から避難者の安全な生活に欠くことができない物資については、一定量を公的備蓄により確保するものとし、「桑名市備蓄計画」に基づき、計画的な備蓄を行うほか、資機材等の点検を行う。

(1)備蓄場所【総括】

震災時には、道路の被災や物流の混乱、ライフラインの停止などの状況が予想されるため、備蓄物資は避難所や避難場所又はその近くに備蓄しておく必要があり、そのため分散備蓄を備蓄の基本とする。また、食料や飲料水は被災者に迅速に供給する必要があることから、施設管理者等と連携を図りながら、避難所等に指定している施設への倉庫の設置も含めた備蓄を推進する。

福祉避難所については、施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な物資等の備蓄を推進する。

(2)備蓄品目【総括】

災害発生時に、助かった命をしっかりとつなぎ、健康を維持して災害関連死を防ぐためにも備蓄の充実が必要不可欠となる。備蓄にあたっては例えば、食料品の備蓄について、要配慮者向けの食品を備蓄し、災害関連死のリスクを低減させるなど、備蓄内容(質)についても充実を図る。

ア 食料・飲料水

食料・飲料水は長期保存可能なものを基本とし、水、アルファ化米、パン、ビスケット等の基礎的食料に加え、被災者の多様性や食事に特別の配慮が必要な者への対応を図るため、アレルギー等に対応した食料やお粥、乳児用ミルクなどの備蓄を推進する。

イ 生活必需品等

簡易トイレ、毛布、生理用品、紙おむつ(大人用・子ども用)、トイレトペーパー、おしりふき、哺乳瓶など発災直後から必要となる生活必需品の備蓄を行う。

ウ 感染症対策物資

マスク、手指用消毒液、体温計、ハンドソープなど避難所における感染症対策に必要となる物資の備蓄を行う。

エ 資機材

発電機、投光器、懐中電灯、カセットコンロ(ボンベ)、パーティション、ブルーシート、スポットクーラー、大型扇風機、担架、リヤカーなど、発災直後の避難生活に必要な資機材の備蓄を行う。

オ 災害関連死対策

簡易ベットやエアマット、医療用弾性ストッキングなど、良好な生活環境を確保するための備蓄を行う。

カ 医療資機材

災害時に応急処置を中心とした医療救護活動を行う医療救護所で必要な医療資機材の備蓄を行う。

3. 協定等による流通備蓄の推進【総括】

市はあらかじめ企業と協定等を締結し、災害時に必要となる物資を確保する。また、災害時の協定企業からの調達物資に関する情報を定期的に把握するとともに、発災時における確実な物資の調達のため、企業との更なる協定等の締結を推進する。

仮設トイレやトイレトレーラーなど、衛生的なトイレ環境を確保するため、協定等の締結を推進する。

4. 輸送体制の構築【総括】

市の備蓄物資や県、国、企業等からの支援物資を避難所等に迅速かつ円滑に供給するため、物資の要請・調達・集積・荷捌き・配送方法など、専門性を有する民間事業者等と連携した物資供給体制を構築したうえで「災害時物資供給マニュアル」を策定し、関係機関と共有する。

また、物資輸送のための輸送手段や燃料の確保について協定の締結を推進する。

- ・発災直後に短時間で効率的に物資を供給する仕組みや避難者のニーズを踏まえ物資を調整して供給する仕組みなど、時間経過に応じた物資供給の仕組みの構築
- ・市の備蓄物資の避難所への配分や配送方法の構築
- ・物資の配送方法、必要車両の確保策や物資配送拠点のレイアウト、必要資機材の確保などの運営方法の構築

5. 職員備蓄【総括】

職員備蓄は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に鑑み、職員自らの判断により備蓄を促すものであり、職場に加え家庭における備蓄についても、職員に呼びかけを図る。

第15節 帰宅困難者対策

本節では、災害に伴う公共交通機関の途絶に備え、帰宅困難者への支援を迅速に行うための体制整備について定める。

活動項目	実施担当
1.帰宅困難者対策の普及・啓発 2.駅周辺における帰宅困難者対策の体制確保 3.徒歩帰宅支援	総括チーム
4.帰宅困難者への情報提供	総括チーム 受援情報チーム

市は、県と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する。市は、可能な範囲での地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけることとし、帰宅困難者の受け入れについて、大規模店舗等に協力を求め、受け入れ先の確保を図る。また、帰宅者が徒歩等で遠距離を無事に帰ることができるよう、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供などの徒歩帰宅支援を行う。

鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。

1. 帰宅困難者対策の普及・啓発【総括】

災害発生後、従業員等がむやみに帰宅しようとして二次災害が発生することを防止するため、市は、事業者等に対して次のことについて普及啓発を行う。

- ・災害発生時の帰宅の適否を判断するための社内規程等の整備
- ・事業者内等に滞在するために必要な物資の確保
- ・従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- ・従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- ・訓練の実施

2. 駅周辺における帰宅困難者対策の体制確保【総括】

大規模災害時には桑名駅周辺に多くの帰宅困難者の滞留が予想され、混乱を軽減するため鉄道事業者を含めた民間事業者と協力し、帰宅困難者の対応体制の整備を進めるほか、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した帰宅困難者の避難誘導対応等についての検討を行う。

3. 徒歩帰宅支援【総括】

徒歩帰宅者が安全かつ円滑に帰宅するための支援を実施するため、以下の事項について整備に努める。

- ・コンビニエンスストア等を活用して徒歩帰宅者に災害情報やトイレ等を提供する帰宅支援ステーションの確保
- ・企業、関係機関等と連携した徒歩帰宅訓練の実施

4. 帰宅困難者への情報提供【総括、受援情報】

帰宅困難者が冷静な行動をとるために必要な被害状況や公共交通機関の復旧見通しなどの情報提供について、以下の事項を検討する。

- ・観光施設や駅周辺での情報提供方法
- ・災害用伝言ダイヤル(171)などの家族等の安否確認手段の啓発

第16節 ボランティアとの協力

大規模災害時において、被災地内外から参集する様々なボランティアが円滑な活動を行えるよう、桑名市は桑名市社会福祉協議会が設置・運営する「災害ボランティアセンター」をボランティア支援の活動拠点と位置付け、支援・連携を行う体制について定める。

活動項目	実施担当
1.連携支援体制の構築 2.人材育成 3.協力体制 4.ボランティアとの連携	生活再建チーム

1. 連携支援体制の構築【生活再建】

市は、桑名市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターを支援し、災害時における連携支援体制を構築する。災害ボランティアセンターは平時から災害支援ボランティアの募集・育成やボランティアリーダーの育成、関係団体等との連携体制の整備などを行い、災害ボランティアの体制強化に係る施策を推進する。

2. 人材育成【生活再建】

市は桑名市社会福祉協議会やボランティア団体と協力し、災害を視野に入れた様々な主体とのネットワークづくりを行うとともに、市民や関係者に向けた事業等を通じ、ボランティア意識の醸成を図る。また、災害ボランティアの活動を支援するボランティアリーダー、ボランティアコーディネーターの育成を促進する。

3. 協力体制【生活再建】

市は平常時から桑名市社会福祉協議会と協議し、被災者援護協力団体の登録制度の活用やみえ災害ボランティア支援センター(MVSC)、日本赤十字社三重県支部、ボランティア活動団体等に対する協力依頼など、災害時における連携体制の構築を図る。また、災害時に特定の技術や資格を必要とする専門ボランティアの事前把握と協力を依頼できる仕組みの構築に努める。

4. ボランティアとの連携

災害発生後、被災地内外に災害ボランティア支援を求めることとなるが、これらボランティアに求める活動としては、大きく次のとおり分類される。

(1)一般労務の提供を求めるボランティア【生活再建】

- ア 炊き出し、物資の仕分け・配給への協力
- イ 被災家屋の清掃等の衛生管理
- ウ 被災者へのサポート

(2)特別な資格や専門技術等を有するボランティア【生活再建】

- ア 応急危険度判定技術者、被災宅地危険度判定技術者、建築士
- イ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、獣医師等
- ウ 特殊車両等の操縦、運転の資格者
- エ 通訳(外国語、手話)
- オ アマチュア無線技士
- カ その他、有益な資格や技能、経験等の保持者

第17節 啓発・訓練の実施

大規模災害時には、初期消火、避難、救出、応急救護、避難誘導など、人命に関わる応急対策が必要となるため、防災関係機関や市民、地域団体、企業は協力して対応を行うこととなる。そのため、平時から防災関係機関や市民、地域団体、企業などに対して、必要な防災情報を提供するとともに、地域の特性に応じた訓練を実施するなど、防災意識の醸成と災害対応力の強化を図る。

活動項目	実施担当
1.自助を促進するための啓発 2.共助を促進するための啓発・訓練 3.職員の教育・訓練	総括チーム

1. 自助を促進するための啓発【総括】

市は関係機関と協力し、自助を促進するために、防災知識の普及啓発に努める。啓発は、防災講座等の実施や広報紙への防災に関する記事の掲載、ラジオ・ホームページによる広報、ハザードマップの配布など、様々な媒体や機会を活用して実施することで、災害に関する一般知識や災害への備え、避難行動に関する知識などについての啓発を図る。

2. 共助を促進するための啓発・訓練【総括】

市は関係機関と協力し、地域における防災力を高めるため、様々な機会をとらえ、地域団体等に対し、共助を促進するための啓発に努める。また、防災講話の実施に加え、段階的に地域の防災力を高めるため、様々なケースの訓練メニューを提示するなど、訓練実施の支援を行う。

また、企業に対しては、地域の防災訓練への参加や企業内備蓄の促進などの啓発に努める。

- ・ 市は、地域と連携して、全ての市民が災害から自らの命を守る避難行動をとれるよう、地域の災害リスクの把握、避難行動の確認、避難所運営など実践的な防災教育及び防災訓練を実施する。
- ・ 訓練は災害時の対応イメージを共有できる図上訓練や実働訓練により実施する。
- ・ 福祉施設等と連携し、要配慮者が防災訓練・イベント等を見学、又は参加しやすい環境を提供し、災害時の移動や支援方法の確認等への理解促進を図る。
- ・ 訓練を通して災害対策の検証を行い、自主防災組織、事業所防災組織等の育成と防災活動及び災害対応に関する技術の向上を図る。

3. 市職員への教育・訓練【総括】

市職員の災害対応能力を高めるため、職員防災人材育成計画を作成し、体系的・計画的に職員及び災害対応チームの教育・訓練を図る。

- ・ 訓練は、災害の種別及び態様、発生時間帯、季節、地域等様々なケースを想定して実施する。また、市民及び事業者等の参加促進や関連する訓練を組み合わせるなどし、訓練の実効性を高める。
- ・ 市職員は、職員研修や各種訓練等を通じて、防災意識と災害応急対策力の向上を図る。また、市職員は避難所の運営知識を習得するため、市内で開催される避難所運営訓練等への参加に努める。
- ・ 庁内においては、図上訓練、災害対策本部設置・運営訓練等により、迅速な初動対応ができるよう訓練を行う。
- ・ 外部の防災関係機関とともに各種防災訓練を実施し、応急対策・復旧の体制強化に努めるとともに、防災関係機関との連携を強める。
- ・ 災害対策は、市及び市職員の責務であることを踏まえ、採用・昇任、集合教育等の機会を捉えて防災教育を実施するとともに、継続的に防災知識の普及啓発を図る。
- ・ 災害対応チームの災害対応能力の向上を図るため、内閣府が公開している「災害対応 e ラーニング」などを活用し、所掌する災害対策に係る研修及び訓練を実施する。
- ・ 各災害対応チームが【訓練】【結果の分析】【課題の抽出】【マニュアルへの反映】を一連のサイクルとして実施し、災害対応力の向上を図る。